令和5年 第4回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第3日)

令和5年9月11日(月曜日)

議事日程(第3号)

令和5年9月11日 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議事日程の宣告

日程第3 町政に対する一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議事日程の宣告

日程第3 町政に対する一般質問

出席議員(14名)

1番	绤	田	光	雄君	2番	加	藤		学君
3番	荊	尾	芳	之君	4番	滝	Ш	克	己君
5番	米	澤	睦	雄君	6番	長	束	博	信君
7番	白	Ш	<u> </u>	真君	8番	三	鴨	義	文君
9番	仲	田	司	朗君	10番	板	井		隆君
11番	細	田	元	教君	12番	亀	尾	共	三君
13番	真	壁	容	子君	14番	景	Щ		浩君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

書記	 赤	井	沙	樹君
書記	 藤	下	夢	未君
書記	 角	田		亘君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶	山	清	孝君	副町長	土	江	_	史君
教育長	福	田	範	史君	病院事業管理者	足	<u>\f\</u>	正	久君
総務課長	大	塚		壮君	総務課課長補佐	石	谷	麻才	灭子君
企画政策課長	田	村		誠君	デジタル推進課長	美	甘	哲	也君
防災監	田	中	光	弘君	税務課長	Ξ	輪	祐	子君
町民生活課長	渡	邉	悦	朗君	子育て支援課長	芝	田	卓	巳君
教育次長	岩	田	典	弘君	総務・学校教育課長	水	嶋	志者	『子君
病院事務部長	山		俊	司君	健康福祉課長	前	田	かま	おり君
福祉事務所長	泉		潤	哉君	建設課長	岡	田	光	政君
産業課長	藤	原		宰君	監査委員	仲	田	和	男君

午前9時00分開議

○議長(景山 浩君) これより会議を開きます。

ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(景山 浩君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

10番、板井隆君、11番、細田元教君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長(景山 浩君) 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 町政に対する一般質問

○議長(景山 浩君) 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

まず、3番、荊尾芳之君の質問を許します。

3番、荊尾芳之君。

○議員(3番 荊尾 芳之君) 皆さん、おはようございます。3番、荊尾芳之です。議長からお 許しをいただきましたので、町政に対する一般質問を行います。

まずは、保育行政についてです。これまでにも何回も、保育園、保育行政につきまして、町長にお尋ねしてまいりました。今、さくら保育園とつくし保育園の統合について、8月末には数々の説明会が持たれ、保護者や住民の皆さんとの意見交換や議論が進められたところです。

私は、保育園の在り方で一番大事なことは、保護者の方が子どもさんを安全で安心で信頼できる保育園に預けることができる。そして、保育園では、知識や経験の豊かな保育士さんによってしっかりと子供さんを見守られて保育をしてもらうこと。これによって、保護者の皆さんは安心して仕事ができます。このことは、公営だろうが民営だろうが同じで、保護者の皆さんが一番望んでいらっしゃることだと思います。

そして、現在の南部町の保育体制、公設公営2園、公設民営2園、ベアーズやさくらキッズで保育業務を行っていますが、十分にこの機能が果たされていると考えます。今回、さくら保育園とつくし保育園の統合問題を検討する上で、南部町全体の保育体制についても検討すべきと考えます。さくら・つくし保育園だけでなく、すみれ保育園、ひまわり保育園や、ベアーズ、さくらキッズなど、それぞれの保育園の役割や位置づけも、南部町にとって重要だと思います。全体を見た議論が必要と考えます。

そこで、町長には、これらを踏まえて、統合保育園について、今年の3月議会以降、どのように進展してきているのか、いつ、どこに、どのような保育園を造るのか、今まで説明内容と変更になった事項、理由、それについて町長の考えを伺います。

具体的な4項目につきましては、通告のとおりといたします。

次に、2つ目の質問は、商工振興対策についてです。令和5年度から実施予定の地域通貨制度 について、その現状と今後の事業の流れを伺います。

1つ、事業の開始時期はいつになりますか。2つ、事業内容はどうでしょうか、住民にとって、また、商店にとっての具体的なメリットは何かを伺います。3つ目、地域通貨事業の周知、広報活動はどのように進めるのか、また、利用率の向上を図るためにはどのような対策を取るのか、

具体的に伺います。

以上、壇上からの質問とします。御答弁をよろしくお願いします。

- 〇議長(景山 浩君) 町長、陶山清孝君。
- ○町長(陶山 清孝君) 皆さん、おはようございます。今日から2日間、一般質問、よろしくお願いいたします。

最初に、荊尾議員からの御質問にお答えしてまいりたいと思います。

初めに、統合する保育園の新園舎の建設場所は、いつ、どのように決定したのか、町長に経緯の説明を求めるについてお答えをいたします。

執行部としての建設場所の選定を時系列的に説明をしますと、まず、令和2年12月に子ども・子育で会議で、位置は交通の便がよい、防災上の安心安全、里地里山の活用という方向性をいただきました。令和5年1月に、南部町保育所あり方検討委員会に策定いただきました南部町町立保育所統合に係る基本構想の中の候補地の抽出条件や候補地の評価基準に、子ども・子育で会議で示された方向性を重点項目として入れていただいております。そして、令和5年3月に、あり方検討委員会の委員の皆様に、庁内関係課による内部検討で絞り込んだ3か所の候補地を点数評価していただきました。

これまでも本議場で申し上げてきましたが、その結果を参考にし、専門家の意見や関係者の意見を聞きながら、候補地に何度も足を運び、保育所としての環境について考え、そして、地権者のおおむねの内諾が得られる見通しが立ったため、町長として、最終結論を4月上旬に固めたところでございます。

今後の保育園の運営について、これまでの町長の説明内容と変更となった事項について質問を 求めるの御質問にお答えいたします。

1つ目は、開園時期についてでございます。町民の皆様には、昨年の広報なんぶ 1 0 月号において、つくし保育園とさくら保育園の統合を進めていることをお知らせしていますが、その中で、開園時期は令和7年度を目指すとしています。現状では令和8年度以降になる見込みとなっています。

2つ目は、建物建設主体の変更についてでございます。当初は民間事業者による園舎の建設、 運営としていましたが、園舎の建設は町が行い、民間と公私連携協定を締結してその建物を民間 へ無償貸与をして、私立保育所として開所する方式に変更を行います。

その理由は、当初、建設及び運営への国からの補助金は、私立にはあるが公立にはなく、私立 は、建設、運営ともに民間が行わなければならないと解釈しておりましたが、町が建設しそれを 民間が借り受けて保育所を運営する場合、設置者が民間であれば、運営の補助対象であることが 分かりました。

その経緯を説明しますと、当初の試算では、民間が建設したほうが町の財政的には有利であるとしておりましたが、民間建設の場合の補助金額に上限額があることを見落としており、上限額を考慮すると、町が建設したほうが町の財政的には有利であるという試算になったところでございます。当初、町が建設した場合は指定管理となり、運営への補助はないものと解釈しており、何らかの対応策がないものかと検討してる中から出てきた新たな手法でございます。

次に、町長の事業の進め方について、住民の理解を得られるのか、伯耆の国との協議は調って いるのか問うの御質問にお答えいたします。

このたびの保育所統合につきましては、2園が1園に減少すること、定員が減少すること、旧町をまたがること、建設場所を新たに決定する必要があることなど、多くの検討事項があり、結果的に時間もかかったわけですが、大きな方針である、統合する、民営化するという方針は本議場でもお示しし、早めに広報紙に掲載するなどにより、町民の皆様にお知らせしてきたところでございます。

そして、移転、統合については子ども・子育て会議、民営化については行財政運営審議会、新園の整備の方向性についてはあり方検討委員会を開催し、客観的な御意見をお聞きしてまいりました。公聴会のような手法は取っておりませんが、経過の御議論の内容はホームページに掲載、また、基本構想についてはパブリックコメントを実施し、御意見を頂戴いたしました。

しかし、建設場所については、統合する2園の位置的なバランスを考慮すればごく限られた範囲での選定になることから、町全域での誘致合戦や人気投票には適しておらず、むしろ場所の特定につながり利害関係を助長するようなことは避ける必要があると考え、経緯の情報提供は控えさせていただきました。あり方検討委員会の評価結果を尊重するとともに、地権者、地元の了解を得て、執行部として自信を持った提案でございますので、御理解いただきますようお願いいたします。

なお、8月に行いました関係者、保護者、職員の会の説明におきましては、情報不足から不安 の声をいただきましたが、説明会において御理解をいただいたものと感じています。

また、運営を担っていただきます社会福祉法人伯耆の国とは、新園の設立、運営のための公私 連携協定を締結することに同意いただいております。伯耆の国は現在指定管理者であるとともに、 新園の設置者となるという立場ですが、執行部が民営化の方針を審議会等で検討いただいている 過程で、また、建設場所を含めた町としての方針を明示できない段階での伯耆の国との話合いに ついては慎重になる必要がありましたが、方針を固めた今後は、協定の内容について具体的な協 議を進めていきたいと考えています。

次に、本年度策定予定の土地利用計画の進捗状況を問うの御質問にお答えいたします。

本年度、国土利用計画法第8条に定めている市町村計画の策定を進めているところでございます。基礎調査として、農地、森林、宅地等の利用区分別の面積把握と、土地利用現況図の作成を進めています。土地利用現況図は、利用区分別の土地の用途を、田、畑、山林、住宅用地、商業用地、工業用地、道路用地などに分類するもので、町内全域の土地の用途ごとに分類する作業を行っているところです。土地利用現況図の案が9月中に完成する予定ですので、次の作業として、国土利用計画法第8条第3項に基づき、住民の意向の把握の実施方法について検討を行っているところでございます。

次に、商工振興対策についての御質問でございます。

最初に、事業の開始時期はいつになるか問うの御質問にお答えします。

現在、実施しています地域活性化ポイント導入事業についてですが、10月中には全町民の皆様に地域通貨の利用ができるカードを配布し、11月1日から事業を開始できるよう、現在準備を進めているところでございます。

次に、事業内容、住民にとって、また、商店にとってのメリットを問うの御質問にお答えをいたします。

まず、事業内容についてですが、南部町内限定で使用できる電子マネーの導入を行い、町民の 皆様に地域通貨の入ったカードをお配りするものでございます。地域通貨とは、紙幣としてでは なく、電子マネーとして発行し、限定された地域内で流通する独自の通貨のことをいいます。

住民にとってのメリットですが、この地域通貨は、買物で使用する、または現金をカードにチャージすることでポイントがたまる仕組みです。そのたまったポイントは買物に使用することができます。また、行政イベントに参加することでポイントがもらえます。このポイントは加盟店での買物に使用できるため、利用者は結果的にお得に買物ができます。

商店にとってのメリットは、これまで町外の店舗を利用していた方々が、ポイントでお得に買物ができるということで町内の店舗を利用して、町内消費が拡大する効果が期待できます。

最後に、地域通貨事業の周知、広報活動はどのように進めるのか、また、利用率の向上を図る ためにどのような対策を取るのか問うの御質問にお答えをいたします。

地域通貨事業の広報については、10月から町報やSANチャンネルを活用しながら周知を行っていくほか、カード配布後にも、事業を理解していただけるよう、百歳体操やスマホ教室など

にも出向いて御説明する機会をつくっていきたいと考えています。

利用率の向上については、段階的なアプローチが必要だと考えています。まずはスタートとして、カード配布時に4,500円分のポイントを付与することで、町民の皆様に一度カードを利用していただき、カードでの買物を体験していただきたいと考えています。また、行政事業に参加した特典として行政ポイントを導入し、まちづくりの様々な場面に拡大していくことで、町民の皆様の行政施策への積極的な参加を促進していきたいと考えています。さらなる利用者の向上につなげていくには、行政からのポイント付与だけではなく、利用者が積極的に電子マネーをチャージして買物していただく仕組みづくりが必要です。具体的には、特定の日にチャージを行うとポイントが増えるプレミアム付チャージキャンペーンなどの普及策を、商工会と連携しながら実施できるよう検討してまいります。また、商工会や町が実施するキャンペーン以外にも、加盟店独自でもキャンペーンを実施することができますので、各加盟店の工夫でカードを御活用いただきたいと思います。

最後になりますが、このまま人口減少が進んでいけば、地域経済に対する影響は非常に大きく、 地域住民に対するサービスを維持していくことが困難になることも考えられます。このような状 況を打破するには、地域経済を循環させる仕組みを構築し、内需を拡大することで住みよいまち づくりを目指していく必要があると考えていますので、御理解いただきますようお願いいたしま す。

以上、答弁といたします。

○議長(景山 浩君) 3番、荊尾芳之君の再質問を許します。

3番、荊尾芳之君。

○議員(3番 荊尾 芳之君) 町長、御答弁ありがとうございます。

ちょっと順番は、すみません、私のしやすいほうからさせていただきたいと思いますので、通 告の順番とは少し違うかもしれませんが、よろしくお願いします。

まず最初に、今回のこの伯耆の国が指定管理を受けておりますつくし保育園、さくら保育園の統合の理由っていいますか、前提といいますか、これは、さくら保育園が43年ですか、つくし保育園が35年、非常に年がたちまして老朽化が激しく、修繕費もかさむと。また、つくし保育園については、法勝寺川の浸水域に建っているために、やはり安全性を考えた上で、この移転ということ、老朽による改築、これで、それぞれの定員が120、90ですか、ありますけども、一本にしていきたいと、そもそものスタートはここからだと思うんですが、この解釈はよろしいでしょうか。

- 〇議長(景山 浩君) 町長、陶山清孝君。
- ○町長(陶山 清孝君) 町長でございます。大方そのように解釈いただいて結構だと思います。 ただ、順番としては、つくし保育園の浸水域に建っているということが一番の原因であり、さら には、避難場所が西部農協の2階、国道沿いを子どもたちを連れて避難をするという動線経路、 これが非常に困難であるということはこの議会の中でも、また、保育関係者の中からも問題の指 摘がされてきたところでございます。

近年、先日もそうでしたけれども、もう異常気象などと言っておられない状態の雨が降ります。 法勝寺川が氾濫し、決壊するようなことがあってはならないと思いますし、賀祥ダムが放流する ようなことがあってもならないと思いますが、そのような前提を基にしたまちづくりは非常に無 責任であると思い、これまでもずっとその保育園の移転ということを考えてまいりました。さら には、議員がおっしゃったような老朽化の問題があります。そして、子育て会議の中を通じなが ら、やるんであれば、さくらとつくしを一緒にするべきだという御意見も頂戴したところでござ います。

そのようなことを踏まえながら、安全で安心できる保育園を新たに造りたいというこの思いから、今回の事業のスタートを切ったということでございます。

- 〇議長(景山 浩君) 3番、荊尾芳之君。
- ○議員(3番 荊尾 芳之君) 分かりました。やはり、今の災害のこの状況からきちんと安全な場所に移ると。当然、移転場所はそういう災害の危険性のないところといいますか、少ないところ。それから、交通の便とかそういう保護者の方の利便性のよいところ。そういうところを今の合併の統合理由から選定していくという方向になったということですよね。そこについては了承もしておりますし、異議を唱えることではありません。

そこで、会議の中で、現在の2園の定員を120名にするという、今、方向が出されております。今、町長の最初の説明でありました令和8年を目指すということでございますので、どうなんでしょうね、今現在、2つの保育園の園児は143名いるというふうに伺っております。この令和5年から、6年、7年、8年ということで、園児の推計というのはなされているんでしょうか、教えていただけますか。

- 〇議長(景山 浩君) 子育て支援課長、芝田卓巳君。
- ○子育て支援課長(芝田 卓巳君) 子育て支援課長です。2園の園児の推計ということですが、 現在の園児の数というものは分かるものの、新たに生まれてきますお子さんがどの程度生まれる かというところと、その両園の現状が、大体両園に近い地域の方が入っておられるということも

ありまして、なかなか一概に決めることは難しいわけなんですが、現在、大体町内で50名ぐらい生まれてきてる。50名、今いかないんですけれど、50名としまして、3歳、4歳、5歳は100%、保育園なり幼稚園に入所をされておられます。2歳になりますと大体80から90、1歳児になりますと80%程度で、問題はゼロ歳児なんですけれど、ゼロ歳児は2割から3割という程度の入所になっております。

こういったところを鑑みまして、子ども・子育て会議では、令和7年度には大体299人の保育所利用があるのだろうというところで計画づくりをしたところですが、最新の9月1日現在、今年度の9月1日現在では292名というところで、町内の保育所の入所があるという状況です。今後、園児のほうが大体50名程度といたしますと、265から270名ぐらいの入所というところを考えとるところで、その辺で120名定員というところでの全体像なんですが、その中でのキャパといいますか、確保はできているという具合に考えとるところです。

- 〇議長(景山 浩君) 3番、荊尾芳之君。
- ○議員(3番 荊尾 芳之君) いや、課長、今の説明だけど、290というのは、いわゆる町内全体の、言えば、ベアーズもさくらキッズもみんな入れた中の数の話を言っているわけですよね。ちょっと難しいかもしれないんですけれども、143名という今の数から120に落とすその見込みっていうのはどうなんですかと、今、290とか260って言われても、それはちょっと全体の中の話なので、もちろんその全体の中の協議をしていきますけど、今、ちょっと僕が聞きたかったのは、その143名の見込み、そういうのは見込めますか。
- ○議長(景山 浩君) 子育て支援課長、芝田卓巳君。
- ○子育て支援課長(芝田 卓巳君) 子育て支援課長です。先ほども言いましたように、なかなか全体でしか把握といいますか、推計がちょっとしにくいところでございます。これは推測でございますが、新しい園ができましたら、その辺のところの新しい施設に入れたいとかという親御さんの気持ちも出てくるのではないかなということは推測しておりますので、いろんな要件を加味しないといけないということから、推測っていうのは、あくまでも全体でという具合に考えてるとこです。
- ○議長(景山 浩君) 3番、荊尾芳之君。
- ○議員(3番 荊尾 芳之君) 町長、今の子育て支援課長の答弁を聞くと、いきなり120というその数字が、もちろん町長が一人で決めたわけではなく、諮問されて、会議の中でもまれて出た数が120だというふうには思いますけれども、少し120っていうところにちょっとこだわってるんですけども、今、ゼロ歳、1歳、2歳という非常に低年齢の子どもさんの保育、課長は、

割合がそんなに50も60もっていうことではないような言い方だったんですが、統合園ではゼロ歳児保育はやるというお考えはありますか、どういうお考えですか。

- 〇議長(景山 浩君) 町長、陶山清孝君。
- 〇町長(陶山 清孝君) ぜひやっていただきたいという気持ちを持ってます。
- 〇議長(景山 浩君) 3番、荊尾芳之君。
- ○議員(3番 荊尾 芳之君) やるという前提で、そこも、だから120の定員の中にもちろん 入ってきますし、少し壇上でも言いましたけれども、ひまわりとかすみれ、それからベアーズ、 さくらキッズも含めてなんですが、このベアーズ、さくらキッズ、もちろんひまわりやすみれ保 育園がなくなるわけじゃないんですが、この保育園の扱いというのはどうなんでしょうか。まだ まだ継続して、町全体の保育っていうことを考えた場合ですが、今の時点で町長はどういうふう にお考えですか。
- 〇議長(景山 浩君) 町長、陶山清孝君。
- ○町長(陶山 清孝君) 町長です。保育の全体量というのは、子ども・子育て会議で判断し、将来の推計量をつかむという手法に今なっております。したがって、町長がその思いだけで、議会の中で、120は少ない、もっと多いはずだというような意見を私も言いましたけれども、この推計値の取り方は非常に難しいと思っています。全体的に子どもたちの数が減るっていうことを前提に思ってやれば、それは、将来、先すぼみの行政を考えてるのかというお叱りも受けます。したがって、客観的なデータを基にしながら、この推計値を子ども・子育て会議の皆さんが酌んでいただいたというふうに考えております。子ども・子育て会議が言っておられますのは、今必要となる子どもたちが町内の保育園で安全かつ確実に保育が受けられる、その環境を担保しなければならないと、これは町長の責任だと思っておりますので、そのような環境をつくりたいと思っています。
- 〇議長(景山 浩君) 3番、荊尾芳之君。
- ○議員(3番 荊尾 芳之君) 議会も、この間、保護者の方との意見交換という会がありまして、そこに出席もしました。さっき芝田課長も言いましたけど、新しい保育園ができると、保護者の考えとして、新しい保育園に出したいというような考えも出てくると思います。定員を決めてしまえば、当然、定員以上の受入れはできないわけですけれども、どういうんですか、保護者の方がそこの保育園を希望した場合、いろんな事情、理由により、当然、町のほうは優先順位をつけて、万が一あふれた場合、統合園に行けないので、すみれ保育園に行ってください、ひまわり保育園に行ってください、もしくはベアーズに行ってくださいというふうに調整を図ります、当然

ね。そうせんと待機児童になってしまう、困りますので、だけど、保護者の方とすれば、受けて もらえればどこでもいいという考えではないと、強く言われたのはですね。

やはり自分のエリアの中で、生活エリア、通勤圏の中で、お願いしたい保育園に、希望する保育園に受け入れていただきたいというのが一番大きな希望でございまして、やむを得ず、誰も好んでやるわけじゃないですけども、できるならそういう調整を、今もそうなんですが、調整を図られてるんですが、そこの調整をできるだけ緩めるがためっていいますか、これって、120定員だとプラス1割でしたっけ、120の場合、プラス10%の受入れっていうのは可能ですかいね、その辺ちょっと教えてもらっていいですか。

- ○議長(景山 浩君) 子育て支援課長、芝田卓巳君。
- ○子育て支援課長(芝田 卓巳君) 子育て支援課長です。議員おっしゃるように、可能でございます。
- 〇議長(景山 浩君) 3番、荊尾芳之君。
- ○議員(3番 荊尾 芳之君) ごめんなさい、ちょっと変なところで質問してしまいましたけど。町長、そういう保護者の人が、やっぱり希望する園に行きたいのにほかの園に回されると。やむを得ないというふうにお考えなのか、何とかしたい、せないけんだないかっていうふうにお考えなのか。このもらった資料も、一応、定員101から130人の規模の今補助申請っていうか、建設申請に、この範囲があるんですけど、町長が120人に決めたわけじゃないわと言われえですけど、そこは動かせる話なのか、もう120で必ずいくものなのか、その辺はどうなんでしょうか。
- 〇議長(景山 浩君) 子育て支援課長、芝田卓巳君。
- ○子育て支援課長(芝田 卓巳君) 子育て支援課長です。定員120は一応120なんですが、 先ほど言いましたように、運用としまして、毎年毎年超えることはできませんが、1年、2年の 短期ですね、やむを得ないというときにつきましては、1割を超えての入所というのは認められ ております。ただ、それが恒常化するということになりましたら問題でございます。
- 〇議長(景山 浩君) 3番、荊尾芳之君。
- ○議員(3番 荊尾 芳之君) 逆な質問の仕方します。後から出てきますけど、いわゆる公定価格っていうものがあって、その定員がありますよね。それに、公定価格で今度民設民営となった場合は補助金が来るわけですけれども、それは、いわゆる、例えばですよ、150人という定員に対して子どもさんの数が130とか140しかないとか、120の定員に対して120の、ちゃんと100%定員がみていると、その条件によって補助金の具合っていうのは違うものなんで

すか、ちょっとその辺を教えてもらっていいですか。

- 〇議長(景山 浩君) 子育て支援課長、芝田卓巳君。
- ○子育て支援課長(芝田 卓巳君) 子育て支援課長です。公定価格の試算に当たりましては、その園に入っております実際の園児数、その園の定員と実際の園児数、あと、職員の勤続年数ですとか、あるいは休日の運営ですとか、副食費の免除が何人いるか、あとは、分かりやすいところでいいますと、除雪の費用があるのか、高齢者の雇用をしているのか、あとは、小学校との交流をしているのか、そういうような様々な加算といいますか、計算項目がございます。定員数だけではないということで、いろんな加算が細かなものがあるということを、ちょっと説明になりましたでしょうか。
- 〇議長(景山 浩君) 3番、荊尾芳之君。
- ○議員(3番 荊尾 芳之君) ごめん、ごめん。質問の仕方が悪かった。

150人の定員に対して子どもさんが割っとった場合、100%でない場合にペナルティーがあるのかという意味なんです。120定員に対して120人入っとればきちんと補助金が来るけれども、150人定員にして120人しか入ってなければ、30人定員に足らないからペナルティーとかがあって、いわゆる公定価格は決まったもんだけん下がらんかもしれんけど、補助金が、ペナルティーがあるかないか、そこをちょっと聞きたかったんですけど。

- 〇議長(景山 浩君) 子育て支援課長、芝田卓巳君。
- **〇子育て支援課長(芝田 卓巳君)** 子育て支援課長です。ペナルティーというかはちょっと分からないんですが、一応、入所の人数ということで計算に上がりますんで、その部分が定員に対して達してないところがどのように計算で反映されるかっていうことまではちょっと読み取れないということで、ペナルティーがどうなのかっていうのは判断しかねるとこです。実際に入っておられる人数に対して交付金が入ってくるというものでございます。
- ○議長(景山 浩君) 3番、荊尾芳之君。
- 〇議員(3番 荊尾 芳之君) 実際に入所している園児に対して補助金が入るっていうことだから、極端な話、200人の定員だけど150人しか入ってなかったら、150人分の補助金しかないわけだから、別に4分の3定員に入ってないがんっていうことで、ペナルティーはないっていうことでいいですか。
- ○議長(景山 浩君) 子育て支援課長、芝田卓巳君。
- 〇子育て支援課長(芝田 卓巳君) 子育て支援課長です。そのように解釈をしております。
- ○議長(景山 浩君) 3番、荊尾芳之君。

○議員(3番 荊尾 芳之君) そうすると、子育て支援会議で120とした理由とかも、ある意味、えいやじゃないかもしれませんけど、推計があってかもしれませんけど、ある意味こだわらなくても、決められたことに従っていかなければならないのか、そこは、少しまだ検討課題なのかっていうところをちょっと町長に聞きたい。

それと、さっきちょっと言ったんですけど、さくらキッズは病院のあれですけど、ベアーズに関して、ゼロ、1、2ですよね、統合保育園でもゼロ歳児はやると。もともとベアーズでお願いしたのは3年間という臨時的、緊急避難措置だったと思うんですが、これは、まだまだベアーズについてはお願いをしていく方向なんでしょうか。

- 〇議長(景山 浩君) 町長、陶山清孝君。
- ○町長(陶山 清孝君) 町長でございます。ベアーズさんには待機児童対策としてお願いをいたしました。議員がおっしゃるとおり、当初3年間、それが延長という形でこれまで続いてきてます。一方で、同じ保育園の中でお兄ちゃんお姉ちゃんと一緒に行かれない、同じ保育園の中で、ゼロ、1、2歳も受け入れる体制を取ってほしいというのは、これはもう親御さんのこれまでの大きな願いであり、要望でございましたので、ぜひ、そういうことをかなえられる新園を目指したいと思っています。

ベアーズについての問題は、いわゆる児童のこれからの推移だということをまず考えなくちゃいけないと思ってます。ここで、ベアーズを何年後に、じゃあやめるんだというようなことを軽々には申し上げられませんけれども、私からは、できるだけ保育園の中で、ゼロ、1、2歳を、親御さんの希望にかなえられるような体制を取れるような保育園運営をぜひ目指していきたいと、また、目指していただきたいと、こう思っています。

- 〇議長(景山 浩君) 3番、荊尾芳之君。
- ○議員(3番 荊尾 芳之君) やはり、町内に現在は4つの保育園があるわけですから、町内の保育園で、今は公立の保育園ですので、それこそ、やむなくベアーズさんにお願いしてる部分もあるので、ゼロ歳児を統合園で見て、やはりしっかり町の保育園で、変わるかもしれませんけど、見ていく方向がいいと思います。やはり町長の政策、町長の方向として、子どもが減る、人口が減る、現実としてやむを得ないところを見なければならないと思いますけど、今、子育ての計画も新しくなりましたし、そこで、結局、出生率は50人をちょっと切ってるんですけど、小学校に入る時点では50人を超えて、帰ってこられたりとか、そういう子どもさんも多くて、何かそういう傾向にあるようにも聞いておりますので、やはり移住定住対策もしっかり取り、また、保育園児、新しい統合園もできるし、よその市町村からも南部町に住んでみたいと思われるような

政策を取って、呼び込みたいというか、そういう方向も一つ考えていただきたいなと。120人というところに私はこだわるべきではないと、決して130人にしとって少ないけん駄目だっていうことはないというふうに芝田課長も言いましたので、そこはお願いをしたいと思います。

次、進みます。運営についてですけども、民設民営でいくと、いろんな行革審会議とかいろいろ決められてきております。民設民営、最初の町長の説明では、建設、運営とも、今当然、民間がやったほうがいいんだという壇上の答弁がありました。建設についても民間で建てると、伯耆の国が建てると、最初そういう説明でございました。今はどうなんだ。補助金のもらえる上限が少なくなったんで、町でということだったんですが、それは何か後から出てきたようなと思うんですが、最初、伯耆の国が建設するというふうに言っとられましたよね。その補助金のことで変わってきたんですか。町が建てるようになった。これは、理由はさっき言われたそのことが原因なんでしょうか。

- 〇議長(景山 浩君) 副町長、土江一史君。
- ○副町長(土江 一史君) 副町長でございます。今、議員がおっしゃったとおりでございます。 当初は、民間に建ててもらって民間に運営してもらうというのが当初の話でございました。そこで、そうすると補助金が出ると、建設についても補助金が出ると、運営についても補助金が出るという解釈でした。今、新しくなった、町が建てて、それを民間に貸して、民間が運営をされるという場合には、今と同じ、公設民営で指定管理と同じになるという、そういう解釈をしておりました。そこで、今の町が建てて、それから、それを貸して民間が私立の保育園として設置されるという場合に補助金になるということが分かりました。その場合には、建設費の補助金は出ないけれども運営の補助金は出ますよということでございました。それが分かる経緯のところで、町長のほうからありましたけれども、補助金に上限額があったというところで、その上限額を考えた試算をしますと、町が建てるよりも民間が建てるほうがむしろ高くなると、高くなるっていうのは町の負担が多くなるという、そういった試算になって、当初の試算とは違ったことになりました。

なぜそういうふうになったかといいますと、建設をする場合に補助金が出ます。民間が建てる場合には補助金が出ます。その補助金の補助残の部分を、これを民間が市中銀行から借りて、その借りた元本、それから利息については町が民間に補助する、支援するという、そういったスキームでございました。ですので、その補助金自体の額が少ないと借入れをする額が大きくなって、その分、町が補塡する金額が多くなるということになりました。そうしますと、それを町が起債をして町が建てた場合と比較すると、町が建てると結局は同じことになりますので、町が建てた

ほうがいいという、そういった方向に変わったということです。

- 〇議長(景山 浩君) 3番、荊尾芳之君。
- ○議員(3番 荊尾 芳之君) 今、副町長が説明してもらったですけど、その変わった理由、もともと公私連携という言葉はあったですけど、町長が言われた公私連携というスタイルは、もともと今言っておられる公私連携のスタイルとは違ってましたよね。
- 〇議長(景山 浩君) 副町長、土江一史君。
- ○副町長(土江 一史君) 副町長でございます。公私連携も考える必要があるっていうのは、私立になっても行政がいろいろと運営に関与していくというところがあるというところから、当初のほうは説明させていただいておりました。
- 〇議長(景山 浩君) 3番、荊尾芳之君。
- ○議員(3番 荊尾 芳之君) そうです。最初は、伯耆の国が建てて、運営は伯耆の国がやると、 民設民営で、だけども、町が運営するのと一緒な公私連携ということでやるんだというのが公私 連携の説明だったんですけれども、何か途中から、公私連携という使い方が、建設の部分も公私 連携でできるよっていうふうになってきたんですけど、それはどういう理由からなんですか。
- 〇議長(景山 浩君) 副町長、土江一史君。
- ○副町長(土江 一史君) 副町長でございます。お恥ずかしい話ですけれども、公私連携でする場合に、土地とか建物とかを無償で民間のほうに貸したり、それから、安い料金で貸すことができるという、そういう規定はあるのは知ってたんですけれども、それは、今あるものをそうやって貸したりするっていうことだと考えておりまして、新たに建設してする場合っていうのはもう対象にならないと、そうすると、もう民間ではなくて公立になってしまうんだという、そういった解釈をしておりまして、そうすると、建物を町が建てると、運営のほうも、それはもう町がやってると同じ公立だというふうになるんだというふうに解釈をしてたというところで、その辺について勉強不足だったということをおわびしたいと思います。
- 〇議長(景山 浩君) 3番、荊尾芳之君。
- ○議員(3番 荊尾 芳之君) 副町長言われたように、我々も、建設を町がやるんだから、それで民設民営になるのっていうふうにちょっと思ったんですけど、建物は町のものですよね。
- 〇議長(景山 浩君) 副町長、土江一史君。
- ○**副町長(土江 一史君)** 副町長でございます。今の考えとしましては、施設は無償で貸与ということですので、建物は町の所有になるということでございます。
- ○議長(景山 浩君) 3番、荊尾芳之君。

- ○議員(3番 荊尾 芳之君) そうすると、伯耆の国は、町の建物を無償で借りて保育園を運営すると、公設民営という今の指定管理のやり方とは違いますけれども、自分たちで建てる、大きな修繕とかについては、町の建物ですから、当然町の負担になってくると、大きい修繕についてはですね、ということでいいですよね。
- 〇議長(景山 浩君) 副町長、土江一史君。
- ○副町長(土江 一史君) 副町長でございます。今、明言はできませんけれども、これからの相手方の詰めとの協議もありますけれども、基本的な考え方としては、町の施設ですから、この町の施設の大規模な改修だとか、軀体に係るようなところは町がやることになると思います。これは、ほかの自治体の事例の中でも、軀体とか大規模改修については自治体のほうでするというような事例もございますので、その辺のところは今後詰めていく部分だと考えております。
- 〇議長(景山 浩君) 3番、荊尾芳之君。
- ○議員(3番 荊尾 芳之君) 分かりました。承知しました。

それで、今、方向はそういうふうに無償対応で町が建てた建物を伯耆の国が民設民営でやると、そういう方向で行くということでございますが、その民設民営で行った場合の、さっき建設費のことについても副町長から説明がありましたけど、運営費についても、いわゆる町が建物を建てて、今、指定管理の場合ですね、指定管理で現在やっておりますけど、そこでは、いわゆる公定価格というものが町に入らないと、交付税というちょっと見えにくい形で町に入っているものが、今度は、さっき芝田課長のやり取りにもありましたが、人数に応じて公定価格というものが補助金として入ってくるということで、このことは、町にとって非常に運営については有利という考えを持ってるんですが、それでよろしゅうございますか。

- 〇議長(景山 浩君) 副町長、土江一史君。
- ○**副町長(土江 一史君)** 副町長でございます。今議員のおっしゃったとおりの理解でございます。
- 〇議長(景山 浩君) 3番、荊尾芳之君。
- ○議員(3番 荊尾 芳之君) 分かりました。少し時間がないので、要点だけに行きたいんですけども、やはり現在の保育園あります、公設公営の公務員の保育士は置いとって、民間の指定管理で働いている保育士の賃金、労働条件といいますか、待遇改善ですね、やはり働く人の待遇がよくなくて、よい保育というのはできないと思っております。結局、指定管理の部分で、今2園、指定管理ですから、町が委託料で払っておりますけども、現在、一人、保育士の平均的な給与が約390万円というふうに私は聞いております、390万円。ここまで、330万ぐらいのもん

が大分上がってきて390万になったというふうに聞いております。ちょっと説明を受けたときに、今度の統合園で民設民営になった場合には、執行部の説明では、保育士の給料は待遇改善で10%ぐらいの上乗せを考えてるというふうに言われたんですけど、このことについてはいかがでしょうか。

- ○議長(景山 浩君) 子育て支援課長、芝田卓巳君。
- ○子育て支援課長(芝田 卓巳君) 子育て支援課長です。これは、あくまでもこちらが運営をしていくのにどの程度の費用がかかるのかということでの試算でありまして、実際は運営される伯耆の国さんが考えられるっていいますか、されることではございますが、現在の指定管理と今後の新園ということで、執行部、担当課のほうで考えたところは、現在の人件費の単価より上乗せをして積算をしたということで試算はさせてもらっております。これは、あくまでも運営に係る試算としてのものでございますので、これが必ずしも実現されるのかっていうのはまた伯耆の国さんとのお話をしながら、うちのほうの試算もお見せし、考えていただくということになると思います。以上です。
- 〇議長(景山 浩君) 3番、荊尾芳之君。
- ○議員(3番 荊尾 芳之君) 町長、今、指定管理を出しているところの2園の保育士の給与、今390万と言いました。そういう方向だと思います。今、指定管理で出している2園の保育所の保育士の給料よりも、今度、統合になって民設民営にした場合、ここの賃金が下がるなんてことは想像もつかんですけど、伯耆の国の考えだみたいなことですけど、そうじゃなくて、やはり町として、そこの人件費というか、そこは、指定管理のところは最低のラインであって、プラス10%なり上乗せをしていくと。受けるところの考えだとかじゃなくて、そこの辺は町としてどうなんですか。
- 〇議長(景山 浩君) 町長、陶山清孝君。
- ○町長(陶山 清孝君) 町長です。民間であろうと公立であろうと、南部町の大事な子どもたちを預かっていただくということに変わりはありませんので、公立から民間になって、同じ方が運営いただく中で、処遇が大きく変わるようなことがあってはならないと私は町長として思っています。
- 〇議長(景山 浩君) 3番、荊尾芳之君。
- ○議員(3番 荊尾 芳之君) そのとおりだと思います。ましてや、今までは交付税という形で 少し見えにくかった運営費が、今度は公定価格ということできちっと町に補助金として入ってき ます。私的に考えれば、この分は町にとって有利な部分、持ち出しが減ってる部分だと思います。

ここを少し保育士の人件費に充てていってもいいんではないかと、私はこういうふうに思うんですが、ですよね、町長。

- 〇議長(景山 浩君) 町長、陶山清孝君。
- ○町長(陶山 清孝君) 町長です。どのような支援をしていくのが一番効率的なのかといったことも、今後、この公私連携協定や、それに付随する協定書の中で伯耆の国さんと御相談する内容だと思います。私の言った先ほどの、公立から民間に移って、そこで働く人たちの勤務や労働条件が大きく損なわれるようなことがあってはならないということだけは、私はここで確認したいと思っています。
- ○議長(景山 浩君) 3番、荊尾芳之君。
- ○議員(3番 荊尾 芳之君) 民設民営することによって公定価格の補助金が入るっていうことは、町にとって少し負担が減るということですよね。
- 〇議長(景山 浩君) 町長、陶山清孝君。
- ○町長(陶山 清孝君) 町長です。そういう具合に想定をして、皆さんに御説明したとおりでございます。
- 〇議長(景山 浩君) 3番、荊尾芳之君。
- ○議員(3番 荊尾 芳之君) そこのプラスになった部分を少し保育士の賃金のほうに回してください。よろしくお願いします。

最後に、建設場所のことなんですけども、町長は、地権者の同意ももう得て、寺内に決定する と、説明会の中でも保護者の方からの意見も出たんですけども、もうこれは揺るがんと、ここに 決めたということでしたが、これは間違いないでしょうか。

- 〇議長(景山 浩君) 町長、陶山清孝君。
- ○町長(陶山 清孝君) 町長でございます。荊尾議員からの一般質問の昨年9月、12月、今年の3月、何回かこの決定方法について御議論をいただいたと記憶しております。その中で、最終的に判断し、議会にかけるのは誰か、決めるのは誰なのかといった議論の中で、これは住民の人気投票でするのか、それとも議会が提案いただいてするのか、それとも、審議会の意見をそのまま丸のみにしながらずばりとここに諮るのかといった御議論の中で、やはり責任の行政の長として、その責任は町長が責任を持って議会に諮るという具合に皆さんとここでお約束したと、このように思っています。

したがいまして、いろいろな準備段階を踏んで、今現在の予定地といったところを提案をして いる次第でございます。

- ○議長(景山 浩君) 3番、荊尾芳之君。
- ○議員(3番 荊尾 芳之君) 私も町長にそういうふうに言った覚えもありますし、間違いないと思いますけども、今回、9月号の町報に、保育園の建設予定地を決めましたというふうに記事が出ております。さっき言われたように、町長が決められることですけれども、そこには議会とやはり合意形成がなされて、それで、議案なりプレスっていうか、出てくるのが本当じゃないでしょうか。少し今月の、金曜日かな、この町報を見て、あら、もうこういう記事が出てるっていうふうにちょっとびっくりしたんですけども、これは、町長の意図はどこにあるんですか。
- 〇議長(景山 浩君) 町長、陶山清孝君。
- ○町長(陶山 清孝君) 町長でございます。場所を明らかにするということは、場所に対する皆さんの希望や期待というものも一定あるという具合に認識しておりまして、その希望を皆さんにかなえるのが町長の仕事ですけれども、位置的な要件、それから、いろいろな安全性の面の要件、そういうことを先ほど壇上で申し上げました順序を経ていけば、ここを決めざるを得ないという判断に至ったところです。これに対して、よく分からないけどもっていうようなあやふやな提案ということはできないと思っています。そのために、もし、議会に諮っていないのにここが決定したんだという具合に捉える方が多々おられるとすれば、これは議会の御判断をいただいて最終的に予算がつかなければ一歩も前に進まないわけですから、これはいけないという具合に思いますが、しかし、スタート点はどこかで決めて、この点を言わない限り動かないということも事実だという具合に思っています。したがいまして、行政としての責任として、この場所に町長として判断し、議会にお諮りするということを広報上でお諮りしたという具合に御理解いただきたいと思います。
- ○議長(景山 浩君) 3番、荊尾芳之君。
- ○議員(3番 荊尾 芳之君) 今、意図を聞きました。少し町長、やり方が強引じゃないかなとも思います。今言われたように、まだ予算も上がってませんので、これから議会のほうでしっかりと議論、討論していくことだと思います。ちょっとこの広報については、さっき言われたように、えっ、もう決まったんだ、全て議会も了解したんだっていうふうに思われる方もおられると思うので、そこは少し違うよというところを言っておきたいと思います。

すみません、時間がないのでこれぐらいにします。

次の地域通貨ですけども、聞きました。たすか一どという名前、ちょっと変わった名前なんですが、意図を教えてもらっていいですか。

〇議長(景山 浩君) 企画政策課長、田村誠君。

- ○企画政策課長(田村 誠君) 企画政策課長です。たすか一どの名前でございますけども、現在、商工会と一緒にローカル電子マネー導入準備委員会というものを立ち上げて、この事業を進めてるところです。その中の会議の中で、名称を内部のほうで決めていこうということになりまして、さくさくカードという名称と、たすか一どという名称、2つが候補で出てきまして、その中で、委員の皆さんの御意見をいただきながら、たすか一どというのに決まったわけですけども、このたすか一どというのは、プラスに働く「足す」という、表記の仕方によってはいろんなものをプラスにしていくぞというところと、あと、助かあぞ、助かあよというような、少し親しみやすい名称っていうところが委員さんの方々の中で評価されて、たすか一どという名称に決まったということでございます。以上です。
- 〇議長(景山 浩君) 3番、荊尾芳之君。
- ○議員(3番 荊尾 芳之君) 助かあじぇのほうがよかったかなと思わんでもないですが、たすか一どという、今日初めて聞かれた方も多いと思います。11月1日スタートというふうに町長さっき言われました。どうなんですか、店の数とかそういうところが決まらないと、4,500ポイントもらっても使うところがないっていう格好になるんですが、進み具合とかちょっと教えてもらっていいですか。
- 〇議長(景山 浩君) 企画政策課長、田村誠君。
- 〇企画政策課長(田村 誠君) 企画政策課長です。現在の加盟店の募集の状況でございます。 現在、加盟店の募集の案内を9月15日の締切りで出しているところでございます。商工会の会 員全部と、それから、商工会会員以外の事業所にも募集をしているという状況です。8月の1日 には午前午後と分けて説明会をさせていただきまして、そこに来られた事業所の方が、28事業 所、31事業所ございました。そこに来られていない事業者の方々には個別で営業に回ったり、 役場の職員と商工会の職員で個別に営業を回って、現在、加盟店の加入促進をしているところで ございます。以上です。
- 〇議長(景山 浩君) 3番、荊尾芳之君。
- ○議員(3番 荊尾 芳之君) 加入率とか出てますか。そのさっき言いなった数、分母は。
- 〇議長(景山 浩君) 企画政策課長、田村誠君。
- ○企画政策課長(田村 誠君) 商工会の会員数が180ぐらいの事業所でございます。それから、9月の15日の段階で締切りとなっていますので、現在のところ、まだ何店舗という詳しいところの事業所の数ということは判明しておりません。
- ○議長(景山 浩君) 3番、荊尾芳之君。

- ○議員(3番 荊尾 芳之君) じゃあ、まだ進行中ということで、一つでも多くの使えるところ を増やしていただけたらと。どうしても、日本人といいますか、我々、現金主義に走りやすいの で、あれですか、若い人は当然クレジットカードとか電子マネー、使い慣れておられると思います。我々高齢者でも使えますかね、課長。
- ○議長(景山 浩君) 企画政策課長、田村誠君。
- ○企画政策課長(田村 誠君) 企画政策課長です。高齢者の方でも使えるかということでございますが、町長の答弁でもありましたとおり、各種いろんな場面、百歳体操であるとか、いきいきサロンであるとか、そういった場面を使いながら、我々担当のほうもそこに出向いて、使い方であったり、あと、10月の間にこういうカード、ちょっとすみません、いきなり出して、ちょっと大きめだったので見たほうがいいかなと思いまして。こういうのを10月中に町民の皆様に配布する予定でございます。そういう中で、使い方であったり、また、どうすればいいかというようなお問合せがあれば、また商工会のほうとも相談しながら、別途説明をするだとかという場面を設けながら、利用の普及に努めていきたいという具合に考えております。
- 〇議長(景山 浩君) 3番、荊尾芳之君。
- 〇議員(3番 荊尾 芳之君) 課長、もうちょっと早い、スピードアップせんと、当初予算でこの事業があって、名前はあるけど今どうなっているのかなと思って今回質問に上げたんですけど、今、それこそマイナポイントじゃないですけど、今ポイントでやってるんですけど、少しPRというか、住民の皆さんにも知ってほしいんですけども、日南町が先進的なところですかね、もう始まってる。それから、米子も何かJ-Coinを使って、ここはJ-Coinを使ってやるというようなことが新聞に出てました。南部町のオリジナルとか特徴とか、そういうものはあるんですか。

あと、ポイントのいわゆるチャージとか、買物とか、地域ポイントということがありましたが、 その率とかどうなんですか、教えてください。

- 〇議長(景山 浩君) 企画政策課長、田村誠君。
- ○企画政策課長(田村 誠君) 企画政策課長です。まず、ポイントの率でございます。ポイントの率は、皆様が店舗でお金をそのカードにチャージをする。チャージをすることによって1%の率がつきます。それから、お買物をする。お買物をすることによって、お買物220円に対して0.5ポイントつくというものです。220円につき0.5ポイント、これはお買物をした場合でございます。(発言する者あり)

失礼しました。0.5%です。

それから、近隣、日南町さんと、それから、北栄町さんもこういうカードの仕組みを入れて経済の取組をされているんですけども、南部町の取組の中で、先ほど町長答弁でもありましたが、行政ポイントというところを今やっています。この行政ポイントをどういった形でどういったものにつけるかということで、令和5年度も既に50万円分のポイントを用意させていただいておりますので、これも本当に非常に急ぎで、8月の30日に、ようやく各課に、令和5年度に使うポイントをどういった事業に充てていくか、それを何ポイントぐらいでっていうようなところを周知したところでございます。南部町、病院もございますし、また、地域振興協議会もあります。そういった中で、地域活性化につながるような一助としてこのカードの仕組みを導入したいというところも考えておりますので、そこら辺で、近隣自治体とはまた違ったアイデア、ここからはひらめきとアイデア勝負で、各課にいろいろと投げかけておりますので、そこら辺をきちんと企画の中で集約して、また、議員の皆様にも御説明したいと思います。以上です。

- 〇議長(景山 浩君) 3番、荊尾芳之君。
- 〇議員(3番 荊尾 芳之君) 普通、電子マネーですからチャージしますよね。 1 万円とか、 1 万円単位だよね、 1,000円ではできん、 1 万円、 2 万円とか、 1 万円チャージすると、 1 %ですから 100円のおまけがつくということですよね。 さっき言った、買物で 220円分を買うと 0.5%の 1 円がつくっていうことなんだけど、そうすると、 1.5 円はつかんだけん、 440円使うと 2 円つくの、それとも、 330円で 1.5 ポイントつくの、どっちなんですかね。
- ○議長(景山 浩君) 企画政策課長、田村誠君。
- **○企画政策課長(田村 誠君)** 企画政策課長です。220円で0.5%と言いました。330円では0.5%分しかつきません。
- 〇議長(景山 浩君) 3番、荊尾芳之君。
- ○議員(3番 荊尾 芳之君) 中途半端であれですけども。

課長、さっき説明しなった一番大事なところ、地域活動に参加すると何ポイントもらえるのかなというのはちょっと今の時点で分からなかったんですけれども、これは事業がスタートするまでにやると。でも、1ポイントじゃないですよね、どんな思いを持っておられるんですか、地域活動に参加したら何ポイントもらえるのか。

- ○議長(景山 浩君) 企画政策課長、田村誠君。
- ○企画政策課長(田村 誠君) 企画政策課長です。地域活動に参加して何ポイントもらえるのかというところでございますけれども、結論から言うと、各取り組む事業によって様々です、ポイントのつき方は。ですので、そこを各課のほうで、こういった事業に何ポイントつけたいぞと

いうところを現在練ってもらっている最中でございます。9月25日には各課からの行政ポイント対象事業を締め切らせていただいて、令和5年度の50万円の事業で何ポイント何をつけるか、それから、令和6年度、新規のものに対してどういったものを予定しているかというところを10月27日に取りまとめる予定。本当にぎりぎりのスケジュールで申し訳ないですが、そういった形で進んでおります。

- 〇議長(景山 浩君) 3番、荊尾芳之君。
- ○議員(3番 荊尾 芳之君) 新しい事業ですので、どういうのかな、楽しみだったり、キャンペーンとかあるじゃないですか、普通、どっかお店に行くと、何か5のつく日は2倍とか、そういうキャンペーンありますか。
- ○議長(景山 浩君) 企画政策課長、田村誠君。
- ○企画政策課長(田村 誠君) 企画政策課長です。町長答弁でありましたとおり、今後どういった形で普及していくかというところで、そういった取組も近隣の町村でも行っておりますので、南部町もそれに負けず劣らずやりたいという具合には考えております。以上です。
- 〇議長(景山 浩君) 3番、荊尾芳之君。
- ○議員(3番 荊尾 芳之君) 分かりました。我々もスタートに当たって4,500ポイントもらえるということでございますので、逆に、そのポイントを使えるお店も町内に限りなので、たくさんの商店が加入してもらって、この事業が進められるようになったらいいなと思っておりますので、ぜひとも住民のために、また、町内の地域還元のためにこの事業を進めていただきますようにお願いをして、私の一般質問は終わりたいと思います。以上です。
- ○議長(景山 浩君) 以上で、3番、荊尾芳之君の質問を終わります。○議長(景山 浩君) ここで休憩を取ります。再開は10時35分といたします。午前10時15分休憩

午前10時35分再開

- ○議長(景山 浩君) 会議を再開します。続いて、6番、長束博信君の質問を許します。6番、長束博信君。
- ○議員(6番 長束 博信君) 6番、長束博信です。私からは2項目の質問をさせていただきます。

第1項目ですが、地域防災と環境整備についてです。これまでに、地球温暖化の影響によると 思われる水害、干ばつ、山火事などが世界で近年頻発しています。日本においても、風水害、特 に土砂災害などが多数発生し、全国で多大な被害が発生していることは皆さん御承知だと思いま す。また、今月は台風シーズンでもあり、災害の多い月で心配が先立ちます。

去る6月に石川県珠洲市で発生した震度6強の地震や、7月、西日本に発生した線状降水帯は、 九州の南部から中部へ、そして北部へと移動したかと思えば、島根県、山口県、北陸、そして東 北の秋田県へと拡大していき、近年にない広範囲にわたる甚大な被害をもたらした上に、死者も 発生しました。記憶の新しいところで、鳥取県でも先月の8月15日に、台風7号の影響により、 東部、中部を中心に線状降水帯が発生し、土砂災害、橋の崩落、道路の欠損、停電、断水及び農 業への甚大な被害が発生しています。この南部町でもいつ発生するか分からない災害に対して、 ふだんから対応策や環境整備など備えておくことは重要と考え、以下の質問をいたします。

まず、第1点目です。南部町地域防災計画は令和4年改正で令和5年4月に発効されていますが、何年ごとに見直しされるのか、何が主な見直し内容となっているのか伺います。あわせて、地域防災計画を進めていく上で、行政としては重要なことばかりあると考えますが、特に重要で大切なこととはどのようなことと考えているのかお伺いします。

2点目です。地域、集落で災害や避難に備えるための訓練が必要だと考えますが、その訓練計画はどのように進めるのかお伺いします。

3点目です。集落が訓練で使用する一時避難場所、公民館、集会所なども重要なものと考えますが、各集落の避難場所の災害予測や避難環境などを把握しているのかお伺いします。

4点目、避難環境の一例で、円山団地内の道路網について、東西方向に行き止まりですが、改善する考えはないのかお伺いします。

5点目、避難所では様々なものが必要となりますが、その必要なものと環境整備は準備されているのでしょうか。また、避難所及び準備品など、誰がどのように対応するのかお伺いします。

次に、第2の項目です。第1項目と関連しますけれども、町有施設の耐震性についてであります。南部町には町民の方々が利用するたくさんの施設があります。どれもこれも重要な施設ですが、一たび地震が発生すると、耐震性が備わっていない施設であれば、最悪の場合、倒壊が予測され、命の危険にさらされてしまいます。施設の倒壊などあってはなりませんが、災害による命の危険をふだんから除去していくこと、軽減する努力をしていくことが必要であり、大変重要なことだと考えています。そこで、以下の質問を取り上げ、確認いたします。

まず、第1点目です。町有施設の耐震性について、診断した結果はあるのかお伺いします。あ

るなら、施設ごとの一覧表を求めます。また、耐震化計画はどうしていくのか、併せて伺います。 2点目、町有施設を将来、存続、廃止する判断基準はありますか。あるなら、どのような基準 なのか説明を求めます。

以上、壇上からの質問といたします。御答弁のほどよろしくお願いをいたします。

- ○議長(景山 浩君) 町長、陶山清孝君。
- ○町長(陶山 清孝君) それでは、長東議員の御質問にお答えしてまいります。地域防災と環境整備という御質問を頂戴しております。

南部町地域防災計画は令和4年改正で令和5年4月に発効されているが、何年ごとに見直すのか、何が主な見直し内容か、地域防災計画を進めていく上で特に重要で大切なことはどのようなことと考えているのかについて、まずお答えしてまいります。

地域防災計画は、災害対策基本法第42条により、市町村は防災基本計画に基づき計画を作成 し、毎年、市町村計画に検討を加え、必要があるときは修正しなければならないと定められてお り、何年ごとに改定、見直しをするのかなどの区切りはありません。令和4年3月には5項目の 見直しを行いました。1、鳥取アクションプラン想定の追加、2、受援、応援計画の具体化、3、 防災重点ため池の追加、4、新たな指定避難所の指定、5、添付資料の追加を行っています。

特に重要なことは、大規模災害、激甚災害などの教訓を反映し、町民の生命、財産を守るための対策を実施するため、必要に応じ見直し、改定などが重要であると考えています。

次に、地域、集落で災害や避難に備えるための訓練が必要と考えるが、その訓練計画はどのように進めるのかについてお答えをします。

地域、集落単位で災害や避難に備える訓練は必要です。町が進める防災訓練は年2回計画する ほか、自主防災組織活動として、地域振興協議会や各集落単位で計画的に行っていただいていま す。令和元年からは、地域の防災活動のリーダーとして防災士の資格取得を町として推奨してい ます。防災士の皆さんによる自主的な活動の下、計画し、防災訓練を進めている地域もあります。 また、改めて防災訓練計画ができない場合は、イベントや行事に併せて防災訓練を加える、プラ スアルファするなど、工夫されることを推奨しています。防災訓練に関することなど、総務課防 災担当に遠慮なく御相談いただきたいと考えます。

次に、集落が訓練で使用する一時避難場所、これは公民館、集会所などがあると思いますが、 これも重要なものと考えますが、各集落の避難場所の予測や避難環境など把握しているのかについてお答えします。

集落が訓練で使用する公民館、集会所などは、全集落が災害時に指定緊急避難場所、一時避難

場所になるとは、これは限りません。各集落の避難場所の適否など、とっとりWebマップやハザードマップで把握をします。そのため、町では、各集落の指定緊急避難場所について各集落に出向き、ハザードマップと地域の環境特性により、地震、水害、土砂災害の別に話し合い、避難場所を決め、各戸にマグネットを配布して活用していただいていますが、まだ十分に普及しておりませんので、引き続き説明会等で普及を図る所存です。

次に、一例で、円山団地内の道路網について、東西方向に行き止まりだが、改善する考えはないかについてお答えします。

円山団地内の道路網については、過去の経緯など整備された理由は分かりません。行き止まりの道路が、防災上の観点からは、避難行動など、制限を受けることなど課題となりそうですが、 円山団地内はハザードマップでは水害などの影響を受ける可能性は他の地域に比べ低いこともあり、避難行動など工夫すれば防災上問題はないと思われることから、すぐに改善する考えはございません。

次に、避難所では様々なものが必要となるが、その必要なものと環境整備は準備されているのか、避難所及び準備品など、誰がどのように対応するのかについてお答えいたします。

指定避難所での準備については、短期的な開設と長期的な開設が必要な場合が考えられます。 避難所開設準備から開設を行政職員だけで行うことは、その他の災害対応など予想される中で十分に対応できないと思われ、地域住民の皆様に協力を得て開設、運営することが最良の対策と思われます。そのため、避難所運営マニュアルなどを参考にし、準備し、環境整備など不十分なところはあると思いますが、共助による避難者同士の助け合いで避難所運営を行います。当面は県の連携備蓄などを使用し、3日間運営できる準備をしているところでございます。

次に、町有施設の耐震性について御質問を頂戴しました。町有施設の耐震性について診断した 結果はあるのか、今後の耐震化計画はどうするのかについてお答えをいたします。お手元のほう に南部町町有建築物一覧表をお配りしておりますので、参考に御覧ください。

南部町耐震促進計画では、平成29年度に実施した耐震調査を基に現状を確認したところ、町 有施設の特定建築物については耐震化率が96%であり、ほとんどの施設で耐震化対策がなされ ております。一方、それ以外の集会所、共同住宅については耐震化が進んでいない現状にありま す。特定建築物は、小・中学校では1,000平米で2階以上、体育館では1,000平米以上で、 幼稚園、保育所では500平米以上で2階以上などの規模要件のほか、昭和56年6月1日以前 に建設された旧耐震設計による建物について、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修すること が努力義務化されています。 また、それ以外の町が管理する旧耐震設計の集会所、共同住宅については、耐震診断、耐震改修が進んでおりません。今後、町内の建物の耐震化促進を図るため、南部町耐震促進計画の見直しを行う必要があることから、当該計画の見直しと施設整備の今後の在り方を踏まえ、改めて施設の現状を再点検し、必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

次に、施設を将来、存続、廃止する判断基準はあるのか、あるならどのような基準か説明を求めるについてお答えします。

南部町では、公共施設の全体状況を把握し、中長期的な視点を持って公共施設の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うため、南部町公共施設等総合管理計画を平成29年3月に策定し、令和4年3月に見直しを行っています。また、公共施設等総合管理計画に基づき、令和2年11月に個別施設計画を策定し、施設ごとに現状と今後の方向性として、改修して継続、他施設との集約化、複合化、譲渡、転用及び廃止を定めており、この計画を、施設を将来、存続、廃止する判断基準と位置づけ、公共施設の在り方や施設改修の優先づけ、絞り込みを行い、施設維持、更新に必要な費用の縮減と予算の平準化を図り、効率的かつ効果的な施設管理を図ることとしています。公共施設等総合計画及び個別施設計画につきましては、当町のホームページに掲載しておりますので御覧いただきますようお願いいたします。

なお、個別施設計画については、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間としており、施設の現状を改めて把握し、現行の計画の見直しを引き続き図ることとしておるところでございます。

以上、答弁といたします。

- ○議長(景山 浩君) 6番、長束博信君の再質問を許します。6番、長束博信君。
- ○議員(6番 長束 博信君) 町長からいろいろ御答弁いただきました。もう少し追加をして、 ちょっと議論を深めたいというふうに思います。

この地域防災計画っていうのは、毎年検討を加えるということでしたけれど、防災に関して、 過去に私も何回か質問をさせていただいておりますけれど、この基本方針、いわゆる災害に強い まちづくり、災害に強い人づくり、災害に強い体制づくり、これが掲げられております。非常に 大事なことばっかりですけれど、この3つの柱ですね、これについて、町長はどこまで達成でき てるというふうに考えておられるんでしょうか。

- ○議長(景山 浩君) 町長、陶山清孝君。
- ○町長(陶山 清孝君) 町長でございます。まだまだ不十分な点が多いと思っています。それは、

まず一つに、日本という国が一定、災害の上を常に乗り越えながら来た過去からの経験があだとなって、何とかなるんだと、または、自分のところはそういうことはないだろうといった、どこかの心の気持ちといったものがあるのではないかと思っています。ボーイスカウトのベーデン・パウエル卿という方が、もう100年以上前に、備えよ常にということを言って、ボーイスカウトの教訓になってます。常に次の先の行動のために備えるんだと、防災はまさにそうでして、もしかしたら無駄なこともあるかもしれないが、あるという前提の中で常に備えていく、人をつくっていくといったことが肝要だろうと思っています。まだまだ不十分だという認識でございます。

- ○議長(景山 浩君) 6番、長束博信君。
- ○議員(6番 長束 博信君) そうですね、ふだんから、とにかくいろんな活動をしないとつくれないだろうというふうに思ってます。どういうんでしょうかね、現在、自主防災組織、それから自衛消防、それから地域振興協議会、こういう組織でいろいろ活動を協力願わんといけんなというふうに思うんですけれども、この中の一つ、ちょっと自主防災組織っていうのが、以前、63組織だったものが、現在はどれぐらい組織されてますでしょうか。
- 〇議長(景山 浩君) 防災監、田中光弘君。
- ○防災監(田中 光弘君) 防災監でございます。南部町内の92集落のうち、現状では80集落 が自主防災組織が構成されています。以上です。
- 〇議長(景山 浩君) 6番、長束博信君。
- ○議員(6番 長束 博信君) 92集落で80集落、かなり自主防災組織が組織されているなというふうに思いますが、この体制づくりっていうか、人づくりっていうか、ここで、この自主防災組織が本当に機能してるんかなというふうに私は心配してるんです。どんどん人が減っていく集落にあって、いざ、消火栓出せ、例えばですね、そういう場合に、おられるところもあるしおられないところもある。この辺、機能しているのかなと。あるいは、年1回見直すのかどうなのか、訓練もあるのかないのか分かりませんが、この辺の自主防災組織の在り方っていうか、中身について、活動の有無について、掌握しとられるんでしょうか。
- 〇議長(景山 浩君) 防災監、田中光弘君。
- ○防災監(田中 光弘君) 防災監でございます。自主防災組織の現状といいますか、各活動状況 なんでございますが、この80ある集落の中で、やはり高齢化率が高い集落もあったり、あるいは、毎年、活動を活発に、年間に消火訓練や防災訓練などを年に4回されるようなところもございます。やはりそういうところが、訓練練度の差とか、あるいは体制の差っていうのはあるとは 思うんですけども、今後、そういった高齢化で困られているところに対して我々はどのようにし

なければならないかということも含めて、例えば防災訓練に対するマニュアルのようなものとか、 あるいは、訓練をすることに対してチェックリストのようなものを作り、一見して分かりやすく して取り組みやすいような体制にしたり、あるいは、先ほど町長からも答弁ありました行事に対 してプラス1、防災訓練の内容を入れるという、そういったことを含めて少しでも防災に対する 取組をしていただきたいということで、今後進めていこうと考えております。以上です。

- ○議長(景山 浩君) 6番、長束博信君。
- ○議員(6番 長東 博信君) 長束です。結局、私が心配してるのは、そういういろんな組織があるんだけど、連携がされないと、どういうんです、うまくいかんのじゃないかなというふうに思うんですよ。それで、80集落もありながら本当に連携できるのかいなと、例えば地域振興協議会と自主防災、それから自衛消防ですか、この辺が連携できるのかなと思ったり、共通認識ができるのかなというふうに思ったりして、変な話ですけど、防災会議じゃないですけど、連絡協議会とか、何かそんなんがあって、今年は水害に対してこういう活動をしませんかみたいな、何かそういう一緒に皆さんが認識を持つような場はあるのかどうか、そういう考えはないですか、町長、どうですかね。
- 〇議長(景山 浩君) 町長、陶山清孝君。
- ○町長(陶山 清孝君) 町長です。総合防災訓練というのが過去には当たり前に、やるといったら総合防災訓練、全て何時何分からスタートするからこういう具合にやりますよという、そういう防災訓練が主でしたが、今はもう少しコンパクトに、地域の中で前提としないところをいざやってみて、問題点を後で評価をする、何が足りなかったのか、何が考え違いだったのか、計画とどこが違ってたのか、そういう計画、2種類あると思っています。それぞれによさもあると思いますし、練度を上げるための訓練は全て否定するものではないと思っています。そういうことを全て含みながら、防災監を中心に、そして、振興協議会とも連携を取りながら、ふだん使いの訓練というものをこれから考えていかなくてはいけないという具合に思っています。
- ○議長(景山 浩君) 6番、長束博信君。
- ○議員(6番 長束 博信君) 先ほど町長の答弁で、特に重要なことということで、地域防災の中で、ちょっと何かよく分からなかったんですけど、大規模災害で町民の財産や生命を守ることというようなことに聞こえましたが、私が感じてるのは、やっぱり災害時には情報のニュースだろうというふうに思ってるんですよ。情報がないと動けないんで、まず、情報のニュース、それから情報の発信、それに基づいて、地域住民の命を守る行動につながることが大事だろうと思ってるんですよ。とにかく情報がなくて、何もできないというふうに思うんですよ。この辺のこと

について、私はそう思ってるんですけど、町長、どう思われますか。

- 〇議長(景山 浩君) 町長、陶山清孝君。
- ○町長(陶山 清孝君) 町長でございます。私も同感です。先日の鳥取県の東部を襲った災害でも、一番被災の多かったところには防災無線がなかった。外で雨のために聞き取れなかったという御意見もお聞きしたところです。幸い南部町に防災無線がありますけれども、これもちゃんと一つ一つのお宅がふだんの、朝晩、防災無線を流します。あれはふだんの、いざというときのための訓練だという具合に御認識いただきたいと思いますけれども、これが聞こえないようであれば、ふだんの防災無線が聞こえないようであれば、いざといったときも聞こえません。それから、今、地域を守りながら、スマートフォンでも、日本中、世界中、どこからでも防災無線が聞けるシステムを入れています。そのアプリを有効に使っていただきたいということも言って回っています。いろいろな情報収集の方法ありますけれども、行政もしっかりとした正しい情報を把握し、住民の皆様にその情報を伝達、これは大事なことだという認識でございます。
- ○議長(景山 浩君) 6番、長束博信君。
- ○議員(6番 長束 博信君) やはり情報だろうというふうに。この得た情報によって行動開始、 スタートするわけで、これのトリガーというか、よし、これやれとかね、こういうのはどなたが やるんでしょうか。
- 〇議長(景山 浩君) 防災監、田中光弘君。
- ○防災監(田中 光弘君) 防災監でございます。まず、各種災害、豪雨災害もそうですし、地震が発生した場合も同じですが、まず、気象庁や、あるいは様々なところから、そういった情報が入ってきます。例えば、雨であれば大雨警報であったり、土砂災害警戒情報であったり。地震であれば震度5強以上の強い地震であったり。そういった場合に、まず私のほうが確認をしまして、その後、町長等に現在の状況を報告をし、今後どのような体制を取っていくのかということを御指導いただきます。以上です。
- ○議長(景山 浩君) 6番、長束博信君。
- ○議員(6番 長束 博信君) 分かりました。

そうしますと、地域防災力の向上ということで、今現在、南部町で、ほかの地区もやってると 思うんですけど、支え愛マップ作りを共助ということでやってますけれど、これはどこら辺まで 進んでいるんでしょうか。

- 〇議長(景山 浩君) 防災監、田中光弘君。
- ○防災監(田中 光弘君) 防災監でございます。現在の支え愛マップ事業に関しましては、全9

2 集落中 4 7 集落が促進事業という支え愛マップの作成をしている状況でございます。以上です。

- ○議長(景山 浩君) 6番、長束博信君。
- ○議員(6番 長束 博信君) 約半分ですよね。半分までちょっといってないぐらいですか。今後も、ぜひ強力にやっていただければと思うんです。この中で、私ちょっと非常に心配してます。いわゆる地域の中で弱者と言われる方々を、地域が把握しておられるのかどうかっちゅうことですね。支え愛マップの中に落とし込んでいってるわけですけれど、地域でそういう活動がなければ、要するに、情報を知ってるけど共有されてない、知らないわけですよね。ある人は知ってるけど、ある人は知らない。災害が起こると、この人しか知らないと。こういうことになるので、この未作成のところにやはり支援をしていかんといけんのじゃないかというふうに、私思ってますが、その辺の、いわゆる情報の共有ちゅうか、支援、これはどういうふうに進められますか。
- 〇議長(景山 浩君) 防災監、田中光弘君。
- ○防災監(田中 光弘君) 防災監でございます。現状で47集落ということで、なかなかそれ以降が進んでいない現状はありますが、遡ったところ、過去に、平成12年の西部地震のときに、当時、各集落で防災マップというのを作られておられました。各地域の様々な細かい集落内の状況、あるいは消火栓の状況といったものをまとめられた、そういったデータを、過去にはずっと持っておられたんですけども、それも年とともにだんだんと風化し、今では表に出ないところもあります。ただ、こういった活動を南さいはくの地域振興協議会が、毎年更新されて持っておられます。そういった資料データがある状況で支え愛マップを進めていただくと、さらにこの事業も促進していくんではないかと私自身考えておりまして、今後、このマップの作成の主体は、南部町の社会福祉協議会のほうが実施をしておりますので、社会福祉協議会とよくよく連携を取りながら、今後、進める速度を加速していきたいと考えております。以上です。
- ○議長(景山 浩君) 6番、長束博信君。
- ○議員(6番 長束 博信君) ぜひ、私もこの支え愛マップ作りで、この間参加させてもらったんですけど、非常にやっぱりいいことなので、社協さん、出向いていただいたんですけれど、どんどん、おたくやりませんかいうのでやっぱり言わないと、多分、集落から手を挙げることは少ないと思うんですよ。災害ですから、それに対する支援ちゅうか、それはやっぱり行政側のほうからプッシュして、できるだけそういう機会を設けられるような働きが要るんじゃないかというの、私思いますんで、ぜひ、強力に進めていただければと思います。ひいては自分の命守ることにつながりますので、やっぱりそういう機運というか、あれをアップしていただくということでも大事であるんじゃないかなと思います。

それと、次ですけれど、防災訓練計画ですけれど、町長、今、先ほど年2回やられるということでしたけれど、どの集落もやってるようには見えないんですが、この参加しているところはどこなんですかね。どこもやってますでしょうか。

- 〇議長(景山 浩君) 防災監、田中光弘君。
- ○防災監(田中 光弘君) 防災監でございます。この防災訓練の年2回の計画に関しましては、 年度計画として考えています。前半が一応6月の出水期まで、それと、後半が10月の下旬に行 う地震対応の防災訓練です。最近の現状で、やはり6月の訓練というのはなかなか集落のほうに 浸透しておりませんで、6月の特性を踏まえたものを防災無線で流し、注意喚起をしたり、あと、 例えば国交省とか県のダム事務所等との連携をしながらの、中での、職員間での訓練等をやって いるというのが実情となっています。ただ、今後、今回の8月の台風7号の関連もございました ので、やはり雨に対する対応として、避難に関する、ダムの放流とか、そういった連携する避難 訓練というのは重要と思われますので、やはり6月もしっかりと住民の方を巻き込んだ訓練をす る、そして、10月の防災訓練も同じように実施をするということで、年2回の計画、今後、し っかりと考えてやっていきたいと考えています。以上です。
- 〇議長(景山 浩君) 6番、長束博信君。
- ○議員(6番 長束 博信君) 訓練ということで、非常に大事だなというふうに思ってます。ホームページに、10月31日に10時から11時、南部町防災訓練、各集落で避難訓練を開始してください、こういう文言が出ております。これ見ると、集落にお任せかなというふうに思うんですが、どういうふうに、これ進める上で、例えば訓練の中身だとか、どういう、集落によって中身が違うんじゃないかって思うんですけど、その地域集落の事情によってね。山が近いところもあれば、川が近いところもあるし、だから、それによって違うんじゃないかなと思うんですけども、その辺についての調整っていうか、指導か、その辺りはあるんでしょうか。
- 〇議長(景山 浩君) 防災監、田中光弘君。
- ○防災監(田中 光弘君) 防災監でございます。今年度、実施をする防災訓練は10月の29日、 日曜日を予定をしております。すみません、それ日程のほうが違っております。

この訓練に関しましては、今後、各地域振興協議会や各集落に対しても、今後、案内といいますか、回覧のほうを準備をします。ただ、実施要領については、まず、大きく初動情報伝達訓練というのを大国地域振興協議会で行います。そのほかの集落に関しましては、地震が発生した後に、やはり安否、あるいは皆さんが生存している、異状がないというのを確認することを主体とした訓練、いわゆる指定緊急避難場所に一時的に集まってもらう訓練、これを考えています。そ

の要領については、各集落の区長さんがどのように住民の方を確認して、異状がないことを地域 振興会等に報告していただくかとか、あとは避難までの経路を皆さんでしっかりと見ていただき ながら安全にその避難場所に移動していただくといったことを、この訓練で実施をしていただき たいと考えております。詳細については、追ってまた調整をさせていただこうということで、ま だ日程のほう決めておりませんが、今後、具体化をしていく予定です。以上です。

- 〇議長(景山 浩君) 6番、長束博信君。
- ○議員(6番 長束 博信君) よろしくお願いします。

そうしますと、一時避難場所、地域の公民館、集会所ということで、災害予測、避難環境はどうかということで私が質問した意味合いは、いわゆる集会所だとか公民館が、ハザードマップにもちゃんと出てるんですけど、土砂災害が非常に多いですね、どうしても山が多いですから。これでね、例えば、朝金、縄平、高姫、この辺でね、みんな、西伯もそうですけれど、困ったな、土砂災害危険箇所が多いなというふうに感じました。ハザードマップ、再度これ見ましたらね、非常に多いんで、大丈夫かいな、大雨が降ったら。この間、東部降りましたね。危ないなというふうに思ったもんで。

そのときに、もう一つは内水氾濫というのが、言葉はよう聞きますけれど、例えば私が住んでいる円山だとすると、近くに小高い山が、丸山っちゅうんですけど、あの丸山がもし土砂崩れで崩れて、あそこの道路が通れなくなりました。小松谷川の水位が高くなって、法勝寺川もそうですけど、雨がようけ降って、そこに注ぐ水があふれてしまって、円山の地区でいうと、数年前にあそこ2軒あるんですけど、隣の田んぼが全部水浸しで通れなくなって、道路がですね、孤立ですわ、2軒しかないんですけど、孤立されておられました。あれがもうちょっとひどくなると、ずっと諸木地区まで内水氾濫だなというふうに私は想定したときに、私どもが、放送されますね、避難場所に行ってくださいと。降る前はいいけど、降った後に行こうと思ったらもう行けませんので、自宅待機しかないかなと思うんです。そういう場合に、どうしたもんかな、そうすると円山の集会所ぐらいかなと思ったりして、それでそういう話をするんですけど。

この状況っていうか、各公民館、集落のその辺の状況は把握しとられるのかなと。ここは本当 に降ってきたときには土砂が崩れて危ないなとかね、この辺は水があふれたら確かに危ないなと か、その辺の状況を調べておられるんでしょうか。ハザードマップのみじゃなくて、現地確認を。 どうでしょうか。

- 〇議長(景山 浩君) 防災監、田中光弘君。
- **○防災監(田中 光弘君)** 防災監でございます。現状ではハザードマップ上でしか把握をしてお

りませんので、やはり現地を確認をして、危険な状況を見ていく必要があるというのを、今感じております。今後、やはりそういった形で、状況によっては孤立するようなところも発生する可能性も出てきますので、指定緊急避難場所に適するかどうか、そういったことも各集落に説明会等も行きまして、本当に雨のときはどこがいいのか、地震のときはどこがいいのかっていうことも含めて、よく皆さんの意見を聞きながら、今こういった黄色いマグネットがあるんですけども、そのマグネットに表示をして配れるように準備をしていきたいと考えています。以上です。

- ○議長(景山 浩君) 6番、長束博信君。
- ○議員(6番 長束 博信君) そういう意味で、ちょっと円山も一例ということで挙げさせても らったんですが、円山団地の道路網、さっき言われましたように、中央道路があって、魚の骨の ように、行き止まりになってます。

ちょっと別の話をしますけど、8月、お盆前ですかね、江府町で火災がありました、大火災。あそこは非常に狭い道路で、消防車が入れない、風も強かったということもあったんですけど。実は、宮前二区で昭和14年に大火災がありました。村の半分が火災に遭ってしまったと。これは、原因の一つは、消防車が入れない、江府町も同じですね、消防車が入れない。劣悪な事情があったんですけれど、これを契機に、その当時からずっと要望して、道路改善してくれと。ずっとできなくて、予算の関係かどうかは知りませんが、30年後、昭和44年ですけれど、同対事業で造れるようになったと。道路を造ってもらったんですね。周回道路がようやくできました。いわゆる道路は道路に至るということで、非常によくなったんですけども、円山団地が造成されたのは昭和49年頃だと思うんですが、この4年後に造られた団地が、その経験を生かされておりません、何ら。今の状態のままです。ところが同時期に、東西町が一緒にやっとるんですね。東西町、全部周回道路があって、ちゃんとうまくできてます。

それでね、どげっていうんでしょうか、それ以後の福里団地や、それから旧西伯地内にもたくさん団地がありますけど、大体周回道路ができております、きちっとですね。ないのが円山団地だけなんですよ。それで、火災や災害発生時には大丈夫かいなというのが心配の種で、私はこれ質問に取り上げたんですけど。先ほど、町長は改善する気はないと、こういうふうに御答弁されました。そういう状況で、もし大災害になったっていうようなことが起これば問題だなというふうに私思うんですが、この状況を改善する考えはないですか。再度お伺いします。

- 〇議長(景山 浩君) 町長、陶山清孝君。
- ○町長(陶山 清孝君) 町長でございます。議員が今おっしゃったとおり、町制が施行されてから、旧会見町、旧西伯町の時代から、多くが消防車、救急車を集落の中に入れるんだということ

で道路改良をしてまいりました。地域の御負担もいただきながら、皆さんと話し合って、その一番の元は、今、議員がおっしゃったような、火災に備えたい、または救急搬送したいお年寄りがおったときに、救急車も入れないようなところでは心配だと。こういう御意見の中で道路を造ってきたという具合に記憶しています。その範疇の中を考えれば、円山団地は家と家との間に全て、行き止まり線形とはいえ道路があります。したがって、1軒の中に多方面から消防車が搬入し、そして放水できる環境にはあると思っています。ただ、行き止まりではございますので、何か、いざ、例えば途中で車が車庫に入れずに道路上に置いてあった場合に、車が入れるのかどうかだとか、こういういざといったときに、先ほど冒頭申しましたように、常に地域の皆さんと災害に備える、備えを常にということを腹に入れながら防災に備えることで、一定の、他の場所に比べれば一定の安全性は確保されてるんではないかと思って、先ほど周回道路を造るまでではないんではないかと、このように申した次第です。あればあったにこしたことはないという認識は持っております。

- ○議長(景山 浩君) 6番、長束博信君。
- ○議員(6番 長束 博信君) 周回道路は地形上からいうと非常に難しいなというふうに思うんですけれど、先ほど言いましたように、一時避難みたいなことをやると、一旦中央通路まで出て、それから右へ行くのか左へ行くのか知りませんが、ぐるっと回って集会所まで行くと。こういう状況なので、避難訓練でも何でもそうですけれど、非常にためらいっていいますか、非常にそういう気持ちがございます。

それで、今、その集会所がある向かい側に、高さのあれがあるんで、そのちょうど真向かいに、 魚の骨じゃないですが、行き止まりの道路があります。そこに斜面があるんですけど、その斜面 の土地の所有者っていいますかね、提供してもいいですよというお話もお伺いしたりしておりま すが、例えばそこに、避難通路じゃないですけど、通路が1本設けられるだけで、そういう遠い ところから行かなくても、そこまで来れば直線的に下りれる、来ることができるということが可 能なんですけれど、そういう通路設置みたいなことについてでも、町長、検討するようなお考え はないでしょうか。

- 〇議長(景山 浩君) 町長、陶山清孝君。
- ○町長(陶山 清孝君) 町長でございます。防災上必要なものであれば、今言われたところを、 現況を確認しながら、防災上有益だということであれば、これは前向きに捉えて対応したいと、 このように思っております。
- ○議長(景山 浩君) 6番、長束博信君。

○議員(6番 長束 博信君) ぜひ、防災上有益だなというふうに感じていただければと思います。もし、何かあったときからじゃ遅いので、やっぱり事前にそういうのを検討していただくとありがたいなと思います。

それと、もう1点、最後にですけど、最後ちゅうか、5点目のところですけど、避難所での環境、準備品ということで、以前、どなたかが言っておられました。学校の体育館なんか、特に避難所が当てられます。ここに冷暖房完備ちゅうか、その辺は大丈夫なんでしょうかね。ちょっと私心配してます。冬の場合はストーブとかね、夏であれば暑くてしようがないんでクーラー、スポットクーラーみたいなの、この辺は大丈夫でしょうかね。準備はできてるんでしょうかね。

- 〇議長(景山 浩君) 町長、陶山清孝君。
- ○町長(陶山 清孝君) 町長でございます。何回か、ここの中でも御議論いただきました。今回も一般質問がございます。常に備えていく必要があるものと、いざとなったときに、いわゆるいろんなところから調達、相互連携協定を結びながらお互いに助け合うというような仕組みを、今、県、国を中心に備えています。暖房機器だとか冷房関係のものというのはまさにそういうものでして、非常に暑い夏に、災害に備えてふだんから設置していくのは非常にコスト的に問題がある、さらに、ふだんストーブというものを、何かない限りは体育館では使いませんよね。そういうものを常に学校で用意してくというのも、またこれもいろいろな課題があるということから、災害の場合には連携をしながら必要な物品を提供いただくというような捉え方をして、そういう準備、計画になってるはずでございます。
- ○議長(景山 浩君) 6番、長束博信君。
- ○議員(6番 長束 博信君) 分かりました。まさかのときにはそういう協定で準備していただけるというんですね。

もう一つ、私が心配してるのは、避難所に、いわゆる弱者とか要援護者、というか弱者が、避難される方の移動方法といいますか、避難してくださいという案内はあるけど、じゃあ、どうやって避難してくださいっていう案内はないんですよね。その辺はどう考えておられますか。

- 〇議長(景山 浩君) 町長、陶山清孝君。
- ○町長(陶山 清孝君) 町長です。まさにそのことが地域住民の皆さんの助け合いで、ぜひお願いしたいところだと思ってます。いろいろな団体からの、リヤカーであったり、搬送するような仕掛けを、補助をする仕掛けがございます。そういう、こういうものがいいですよっていったところは、今、町内でも進んでるとこはたくさん持っておられますし、情報がなかなかそこに届かないために、もしそうであれば、もう少し行政も力を入れて、こういうやり方があるということ

を各集落や自治会にお伝えしていかなくてはいけないと思っています。

- ○議長(景山 浩君) 6番、長束博信君。
- ○議員(6番 長束 博信君) 私もそういうふうに思ってます。

それでね、先ほど来言ってますけど、地域の、どういうんでしょう、要援護者の把握っていうですか、把握を、以前は行政では把握してますと、それから、地域は地域で把握してますと。この情報がリンクしてますかといったら、ぷっつんですということでした。それで、そういうことでいいのかなというふうに、私は非常に心配しとるんですよ。改善しなくていいんですか、連携しなくていいんでしょうか。そんな感じで、町は把握してるけど、言ってることとやってることが、現場と違うようなことでいいのかどうか、私はそこを非常に心配しとります。地域は地域で勝手に動いて、行政は行政で、情報が入手、ああだこうだってやっとるわけです。何で一緒にやらんのかなという気がするんですが、その辺の考えについてはどうですか。

- 〇議長(景山 浩君) 防災監、田中光弘君。
- ○防災監(田中 光弘君) 防災監でございます。南部町では、昨年度に、南部町の個別避難計画と避難行動要支援者名簿というのを作成をしました。その中で、個別避難計画というのは全体としてまだ同意をいただいておりませんので、一部の地域しかまだ進んでおりませんが、今後、この個別避難計画をそれぞれ個人ごとにつくっていきますと、この方が、誰がどういう状況で避難、どこにしていくのかという一つの方向性が分かるものになりますので、この計画をぜひ進めさせていただきたいということで、現在、進んでいる途中でございます。今後、それぞれの各地域振興協議会等を経由しまして、健康福祉課や福祉事務所と連携をしてこの個別避難計画を進めていく予定となっています。以上です。
- 〇議長(景山 浩君) 6番、長束博信君。
- ○議員(6番 長束 博信君) それでね、私が心配しとるのは、もう一つはメンテナンス。1年 1年、人もその状態が変わっていくので、1年と言いません、数か月で変わられる方もあります。 メンテナンスもね、情報によって、ぜひそのメンテナンスも含めたものにしていただけるように お願いをしておきたいと。そうしないと、連携をしている意味がないなというふうに思いますんで、よろしくお願いします。

時間もないので、次へ行きたいと。町有施設耐震性でございます。

頂きましたけれど、この一覧表では、耐震があると、それから非耐震、耐震性がないというふうにあるものとございますが、この判定ちゅうか、判定はどこがやるんですか。

〇議長(景山 浩君) 防災監、田中光弘君。

○防災監(田中 光弘君) 防災監でございます。まず、こちらの一覧表、いま一度説明させていただきます。まず、こちらにあります左から用途になっておりますが、合計、特定建築物、非特定建築物となっておりますが、これ現在の名称では、特定建築物と言わず、特定既存耐震不適格建築物という名称になっています。すみません、こちらで修正をお願いいたします。(サイレン吹鳴)

これを見ていただくと、まず、規模で区分されます。答弁の内容にもありましたとおり、小学校では2階以上で1,000平方メートル以上とか、例えば体育館では1,000平方メートル以上という建物がこちらの特定既存耐震不適格建築物になります。そのうち耐震診断が必要なものは、まず、旧耐震、昭和56年の6月1日以前のものに関しましては、耐震診断をして、その後、その結果により改修を行うということになって、努力義務があるということになっております。したがいまして、昭和56年6月1日以降の建物に関しましては、耐震性を保持しているという状況という判断でこの表を作成しています。この表の耐震診断の結果に関しましては、当時、コンサルに出しまして結果のほうを見ていただいて、その結果、耐震性の有無が足りないところに関しましては、裏面見ていただきますと、例えば3番目にあります西伯小学校の昇降口であるとか管理棟など、備考欄に耐震改修済みとなっておりますが、このように耐震改修をして対応しているという一覧表となっております。以上です。

- ○議長(景山 浩君) 6番、長束博信君。
- ○議員(6番 長束 博信君) 分かりました。この耐震の一覧表は分かりましたけれど、先ほど 町長の説明で、存続・廃止についての判断基準は管理計画だというふうに言われましたけど、私 はちょっと中身がよく分からない、分かりませんでした、うまく聞き取れなかったのかなと。判 断基準というのはどういうものですか。もう一度お聞かせ願えますか。
- 〇議長(景山 浩君) 防災監、田中光弘君。
- ○防災監(田中 光弘君) 耐震改修などの判断基準なんですけども、こちらは、令和2年11月 に南部町の個別施設計画というものを策定しています。その中で、大きく評価をしておりまして、 定量的評価、それと定性的評価という評価を行って、それぞれ判定をA、B、C、Dの区分に分けて、それぞれ各施設の状況をカルテとして作っております。特にハード面に関しましては、敷地、地盤、建物といった各項目を、5点までの中で配点をして評価をしています。また、ソフト面に関しましては、その施設がどの程度の方が利用されているか、必要性について判断をして、 最終的な評価をしております。以上です。
- ○議長(景山 浩君) 6番、長束博信君。

- ○議員(6番 長束 博信君) 分かりました。そうすると、いろんな定量、定性、ハード、ソフトを含めて判断をしていくと。この存続や廃止の決定はどこがやるんでしょうか。
- 〇議長(景山 浩君) 副町長、土江一史君。
- ○副町長(土江 一史君) 副町長でございます。決定っていいましたので、今、個別施設計画の中で、先ほど防災監が言ったような点数とかで評価をしてきております。その方向に基づいて、これを統合だとか廃止だとかするっていうことにつきましては、これは個別の案件で予算なり、そういったところを通じての、また議会のほうに提案させていただくということになります。
- 〇議長(景山 浩君) 6番、長束博信君。
- ○議員(6番 長束 博信君) そうすると、その時点で検討の中に、先ほどハードやソフト、いるんな判断基準があるようですけど、財政的な面からそういうのが入ってるのかどうか、いわゆる行財政改革の中にこういうものが入っていますかということをお聞きしたいんですが、そういう視点があるのかどうか。将来、存続・廃止という判断基準というのを私が言ってるのは、結局、行財政改革につないでいますかということを言わんとしとるんですけれど、町長、どうですかね、この辺は。
- ○議長(景山 浩君) 町長、陶山清孝君。
- ○町長(陶山 清孝君) 町長でございます。行財政運営上、公共施設を維持するのか廃止するのかという問題は、地域で御利用なさってる皆さんの期待値や、それから、これまでの経過を十分に踏まえながらやらなくてはいけない慎重な問題だと思ってます。個別計画については、議会のほうに、これまでもこの案ができたときに見ていただいてますけども、実際の、ではそれを今後どうするのかといった問題については、事前に住民の皆さんの御意向等を聞きながら、準備が整い次第議会のほうにお諮りしながら対応していくといったものになろうと思っています。そのもの一つ一つにそれぞれの使途であったり目的がありますので、それが本当に廃止されていいのかだとか、統合されていいのかということを慎重に対応していかなくてはいけない事項だと思います。ここの中の案件の、将来的にこうするという具合に一つ一つの個別案、書いてありますが、軽々に判断できない事項だろうと思っています。
- ○議長(景山 浩君) 6番、長束博信君。
- ○議員(6番 長束 博信君) 非常に重要な建物が結構ありますので、やはり簡単に廃止とかいうふうにならないように、地域性だとかたくさんいろいろ、いろんな課題がありますので、ぜひ慎重に、行財政改革といいながら、その辺は慎重にやっていただければと思います。

私が、関連といいますか、その質問に関連してなんですけども、いわゆる子供、将来を担う子

供について、政府が進める子育て健全育成支援というようなことで、子供に対するこれから施策が出てくるんだろうと思うんですけれど、南部町にも子供たちが利用する施設が何ぼかございます。それで、そこに危険な倒壊や何かがあってはなりませんので、これ見ると、学校とかその辺はいいんでしょうけど、そういう施設が、どうもここでは非耐震の部類に入ってるなというふうに私は感じました。個別に行くとなると、いろいろでしょうけれども、特に児童館だとか、あれ何だかいね、学習、学童保育のね、そういう施設が、子供たちが使います。そういうとこの耐震性がどうかなというふうに非常に心配しておりまして、この辺の耐震性は、これ見るとよく分からないんで、耐震性はあるんでしょうか、ないんでしょうか。

- 〇議長(景山 浩君) 防災監、田中光弘君。
- ○防災監(田中 光弘君) 耐震性に関しての御質問なんですけども、まず、宮前児童館に関しましては、耐震性については、建設年度が昭和52年ですので、耐震性としてはありません。したがいまして、今後、耐震診断等を行い、その後、この中にあるもの、施設の個別計画の中の状況を拾っておりますので、やはり評価的には一次評価も二次評価も非常に高いものがございますので、耐震性はありませんが、今後、改修等が必要ではないかといったような方向性が出ております。また、法勝寺の児童館等もやはり建設年度が昭和50年となっておりますので、そういった形では耐震性というのはないという状況になりますので、そういった施設の、今後、耐震診断を踏まえた方向性というのは、こちらの個別施設計画のほうにも長寿命化のほうで出ておりますので、そういったものと、あと、耐震促進計画を連携をさせながら、今後考えていく必要があるのではないかと考えています。以上です。
- 〇議長(景山 浩君) 6番、長束博信君。
- ○議員(6番 長束 博信君) ぜひ早急に、子供たちが使う場所を安全で安心できる環境にしないと、ただでさえ人口減少など、子供たちが少なくなっているさなかです。やはりこういう施設が、いや、壊れて命からがらだったというふうにならないよう、ぜひ早急に診断を受けていただいて、個別計画の中に入れて、ちょっと修正していただいてでも、安心して学校に通って、そういう施設で子供たちがすくすく育てる、育成できるというふうな環境を整えていただけるとありがたいなというふうに思ってます。

今の宮前児童館なんていうのは非常に古くて、今、お聞きになってるの、昭和52年ですか、 何十年、大方50が来そうなところです。もう耐震性どころじゃないやな気がするんですけれど、 ぜひ、それで補修が利くならば、それでもいいんです。

もう一つ、ちょっと時間ないですが。

- ○議長(景山 浩君) 残り1分です。
- ○議員(6番 長束 博信君) 今、児童館の話が出たもんで。実は飛び地がね、遊び場がないんですよ。飛び地になってる、土地はあるけど飛び地になってて、職員が見れない。普通、児童館というと、保育園でもそうですけど、園庭があって、ちゃんとそこで皆さん監視の目が行き届くんですけれど、そういうのがなくて。私が言いたいのは、老朽化も含めて、できたら建て替えを視野に入れたものになるといいなというふうに思って、ちょっと例題として挙げてるんですけど、子供たちがやっぱり育つ場所を、環境を整備してあげるというのも大事なことかなというふうに思ってますんで、町長の頭の隅のほうにも入れてもらえるといいがなというふうに思いますが、これに何か感じることありますでしょうか。
- 〇議長(景山 浩君) 町長、陶山清孝君。
- ○町長(陶山 清孝君) 先ほど荊尾議員にもお話ししましたけれども、子供たちが安全に、そして健やかに育つ環境というのは、子供が少なくなっても、これ、とっても重要なことだと思いますし、そういう環境を提供することが、また将来の移住定住にもつながるという具合に意識しております。ぜひ、総合的に施設整備の問題点をしっかりと考え、まず安全第一という視点に立って、整備の在り方を検討していきたいと思っています。
- 〇議長(景山 浩君) 以上で、6番、長束博信君の質問を終わります。
- 〇議員(6番 長束 博信君) ありがとうございました。

.....

○議長(景山 浩君) ここでお昼の休憩に入ります。再開は午後1時といたします。

午前11時44分休憩

.....

午後 1時00分再開

○議長(景山 浩君) 会議を再開します。

続いて、13番、真壁容子君の質問を許します。

13番、真壁容子君。

○議員(13番 真壁 容子君) ただいまより3点にわたって質問いたします。

まず、第1点目、町長の地方政治に対する認識を問います。保育園の統合・民間移管問題をめ ぐる中で、町長と特定政治団体との事前協議が明らかになりました。どうして、3人の議員を外 して、議会にも公表しないとする内容を話したりできるのか、若者からの声でした。戦後制定さ れた憲法は、それまでの天皇を主権者とする専制的な政治体制から、国民主権の政治体制に変化 を遂げました。議会制民主主義、地方自治をも憲法の中で原則としてうたわれてきているのです。 今回の事態をこの立場から町長に問い、あわせて政治教育の推進を求めたいと思います。

第1点目、二元代表制と議会原則公開をどのように認識しているのか伺います。2点目、政党 政治をどう考えていますか。3点目、特定政治団体との協議を公務とする根拠を問います。4点 目、政治教育を推進するため、各図書館に政党が発行する機関紙等を置くことを求めます。

第2点目、保育園の統合・民間移管を問います。改めて、町立保育園の存続を求めます。今回の統合・民間移管の問題が、少子化と町の財源問題から来ていますが、本当に統合・移管が、これから少子化を迎える自治体にとって唯一の選択と言えるのか、本来の地方自治体の役割から、厳しく問いたいと考えます。また、財政面から有利という民間移管だが、結局は人件費の削減を目指していることは明らかです。保育士の低賃金の多くの最大の理由は、国の基準の低さにあります。多くの自治体は、町の超過負担でそれを補ってきているのです。民間保育士の低賃金が大きな課題になっています。ケア労働の待遇改善が言われている今、自治体の本来の仕事は、それを推進するための施策を講じることではないのでしょうか。財政理由の民間移管はやめるべきです。保護者や現場の保育士の声を反映しない今回の計画の見直しを求めます。

まず、第1点目に、保育園の統合、定数削減、こども園化、民間移管について、これまで現場や保護者、町民の声をどのように聞いてきたのですか。2点目、伯耆の国と事前協議ができるという法的根拠を問います。3点目、統合・民間移管で、今後の保育園を取り巻く課題や少子化問題が解決できると考えているのでしょうか。子供が減るから統合といいますが、保育園の規模と設置について、町長はどんな考えを持っているのでしょうか。保育士の待遇改善に民間移管がどのように貢献すると考えているのでしょうか。4点目、公立保育館の役割をどのように考えていますか。5点目、民間移管の見直しを求め、町立保育園の存続を求めます。資料として3つ。2園を直営にした場合の人件費、2園を指定管理した場合の人件費、2園を民間移管した場合の人件費、それぞれを示してください。

第3点目、町道の維持管理について問います。町道の草刈り、特に集落間の草刈り、木の伐採について、町民から、町に要請を求める声が大きいものがあります。背景には、人口減とそれに伴う高齢化があります。現在行っている支援策だけでも人手不足で解消ができていません。高齢化が進み、この間の異常気象も考えると、人命に関わる事態も想定されてきます。町の対策を求め、質問します。

第1点目、町道管理の考え方を問います。第2点目、町道管理の現状を問います。資料提供として、町が草刈りを実施している町道、支援事業で住民が行っている町道についての数値を求め

ます。第3点目、地元民が担っている町道草刈りの実態と声をどのように把握していますか。そして、それをどのように考えているのでしょうか。4点目、各集落への聞き取り、アンケート調査を求めます。5点目、高齢化・人口減少の中で、町が責任を果たす姿勢と具体策を求めます。以上です。よろしくお願いいたします。

- ○議長(景山 浩君) 町長、陶山清孝君。
- ○町長(陶山 清孝君) それでは、真壁議員の御質問にお答えしてまいります。

政治教育を推進するため、各図書館に政党が発行する機関紙等を置くことを求めるについては、 後ほど教育長からお答えをいたします。

まず、二元代表制と議会原則公開をどのように認識しているかという御質問についてでございます。二元代表制は、立法府を構成する議会議員と行政の長をそれぞれ住民の直接選挙で選ぶ制度であり、憲法第93条には、地方公共団体の長、その議会の議員はその地方公共団体の住民が直接選挙するとあります。団体の長は、住民サービスを行うための予算や条例などを提案し、議会は条例や予算などを審議、議決します。その中で、二元代表制において、同じく住民から直接選挙された長と議員が緊張とバランスを保ちながら対等な立場で議論し、地方公共団体を運営していくものだと認識しています。また、議会原則公開は、議事の公開の原則について地方自治法第115条に定められ、普通地方公共団体の議会の会議はこれを公開する、ただし、議長または議員3人以上の発議により出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができるとあります。議会の会議とは、いわゆる本会議を指しているものであり、公開とは、傍聴と同時に会議録の閲覧を認める趣旨だと認識しています。

次に、政党政治をどう考えるかですが、憲法に政党について定める具体的な規定はないが、議院内閣制では、有権者と議会を媒介するものとして当然その存在が予定されており、結社の一つとして保障されるとするのが判例のようです。そして、議院内閣制では、政府と与党が一体のものとして統治することが予定されています。地方公共団体は二元代表制であり、議院内閣制とは違いますが、地方議会においても首長を支持するグループや、そうでないグループという関係が生まれることもあると認識しています。政党政治は、政治家のグループである政党による競争を基軸とした政治であり、民意の集約、住民に対する責任の担保、政治家の育成などの役割があると認識しています。

次に、特定の政治団体との協議を公務とする根拠はという御質問についてですが、御質問の清和会は、南部町議会の一部の議員で構成する現選挙管理委員会に登録した政治団体だと認識しています。主に無所属議員によって構成され、特定の政党やイデオロギーに基づかない政策研究、

政策提言などの活動をしておられるとお聞きしております。米子市を例に取れば、市政に対して同じような考え方や意見を持っている複数議員が構成するグループを会派として議会活動を認める制度を取っていますが、南部町では認めていません。政治団体は、一般に広範な政治活動に関与するとされた団体ですが、清和会の構成は、全員が南部町議員であり、議会内の議員が協力して同意できる政策目標を達成するために組織されていると聞いており、会派の要素が強いと考えます。議員の賛同によって町政の推進を図り、町民の福祉を向上させる務めが二元代表制の町長にはあります。したがって、議員が構成する政治団体から町政の推進に係る説明を求められれば、町長として説明することは公務であり、必要があれば、説明員として課長等を同席させる場合もあると認識しています。

次に、保育園の御質問を頂戴しています。初めに、保育園の統合、定数削減、こども園化、民間移管について、現場や保護者、町民の声をどのように聞いてきたのかについてお答えをします。保育園の統合、民営化、定数削減、こども園化につきましては子ども・子育て会議の中で議論をしていただいており、議員の中には保育園保護者や住民の方もおられ、また、会議につきましては公開で行っており、会議に使用しました資料や会議録は全て南部町ホームページで公開しています。住民参加による直接的な公聴会などは開催しておりませんが、インターネット、デジタル技術が発達した現在では、むしろメールやホームページでの匿名による意見が利用もしやすく、気軽に自由な発言もできる環境にあるわけでございますが、保育園問題に関しまして、特に御意見を頂戴してるわけではございません。

伯耆の国と事前協議ができるという法的根拠を問うということですが、地方自治法第2条第14項には、地方公共団体はその事務を処理するに当たって、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとあります。この原則は、効果が必ずしも金銭に還元することのできない様々な価値を含むものである以上、一つの尺度で経費と効果の増差を比較することは困難であるため、行政には専門的、技術的な観点から裁量が付与されていると考えられます。児童福祉法第3条の3及び第24条第1項には市町村の保育の責務がうたわれており、同法第56条の8には公私連携保育所の設置及び運営を目的とする法人の選定に関しては、法律上の特段の規定はなく、対象となり得る法人が当該施設の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有する者であることが認められる者を、公私連携保育法人として指定することができるとされているところでございます。これまでも申し上げてきたとおり、社会福祉法人伯耆の国は、つくし・さくら保育園を10年以上にわたり安全確実な保育を行われてきました。保護者アンケートは高い満足度であり、保育園運営の信頼も十分にあると評価できます。

以上のことから、住民福祉の増進に努めるため、最少経費、最大効果を発揮させる目的で、事前 に伯耆の国と折衝を行うことは何ら問題がないと考えます。

統合・民間移管で、今後の保育園を取り巻く課題や少子化問題が解決できると考えているのか を問う。それから、子供が減るから統合というが、保育園の規模と設置についてはどんな考えを 持っているのか。保育士の待遇改善に民間移管がどう貢献するのかという御質問にお答えします。

まず、人口減少により財政規模が縮小する一方で、多様化する行政ニーズへ対応するためには、 行財政の効率化を図り、財政の健全化に努め続けることは、町政を預かる者の責務であると考え ます。統合・民間化は財政面で有利であることは議員各位に御説明させていただいたとおりです が、利用者にとっては、民営化による不利益があるのではないかという不安が考えられます。今 回の説明会を通して、認可保育制度、公私連携制度を御説明する中で、御理解が進んでいるもの と認識しております。

また、新園の規模についてですが、町全体の保育園の定数は南部町の子供の将来予測数を充足しているものでございます。さらに、保育士の処遇に関しましては、設置者が保育園経営の中で適正に対応されるものと考えます。町としましては、保育にあって、保育士の質を担保する上で保育士の確保は重要な課題であると認識しておりますので、そのための施策を考えていく所存です。統合・民営化が保育園の抱える課題や少子化を解決する決め手になるとは思いませんが、統合・民営化の効果である町財政の負担軽減により生じる財源を、保育、子育て施策に生かす使い方を検討してまいります。

公立保育園の役割をどう考えているのかですが、全国的に見ましても、公立の保育園に対する 役割、考え方は大きく変化してきています。当然ながら、児童福祉法で、保育については市町村 が責任を持って環境整備をするわけであり、その責務は公立・私立を問わず変わりません。公立 保育園の持つ安定、安心やセーフティーネット的な役割は、私立園になりましても、このたびの 公私連携型にすることで十分果たせるものと考えています。

最後に、民間移管の見直しを求める。町立保育園の存続を求めるについては、これまで統合と 民営化につきまして、その必要について経過や理由を説明してまいりました。この方針が町民に とって不利益なものではないと確信しておりますので、見直しをする考えはございません。なお、 資料として、2園直営にした場合、指定管理にした場合、民間移管した場合の人件費の地方交付 税分と町負担分をそれぞれ求められましたが、交付税を算出する方法は人口や園児数が基になる ため、人件費に係る地方交付税分としての算出はできません。資料としてお出しできないことを 御理解いただきたいと思います。 次に、町道の維持管理について、5点御質問をいただいております。

まず初めに、町道の考え方を問うについてお答えをいたします。町道とは、道路法で規定されており、町の区域内に存する道路で、町議会の議決を経て町長が認定した路線を指し、その管理者は町長となります。なお、本町の認定路線数は、令和4年度末で435路線、総延長は250キロでございます。

次に、町道管理の現状を問うについてお答えをします。資料をお配りしていますので、そちらを御覧ください。町道の管理の現状としては、町で雇用をしています町道・林道作業員が実施しているものは13路線で、総延長は約8キロです。このほか、パトロールや通報等により確認した箇所のスポット的な除草作業も随時行っています。また、町が業者に草刈り作業を委託してる路線は現在ありません。町の補助事業の南部町ふれあい道路サポート事業の除草委託事業は、8月末現在で14団体と委託契約を結び、8路線で総延長は約17キロ、委託費は約420万円です。また、燃料支給事業は、19集落で活用していただき、32路線で総延長は24キロ、燃料代は約10万円でございます。

次に、地元民が担っている町道草刈りの実態と声を把握しているか、それをどう考えるのかについてお答えします。南部町ふれあい道路サポート事業を活用したもののほかには、生活道路の道路愛護や町道沿線の農地管理を目的とした自主的な草刈り作業、中山間地域等直接支払交付金事業または多面的機能支払交付金事業による農地維持活動が地域の皆さんによって担っていただいている状況だと認識しています。日頃からのこういった活動に対し、大変感謝をしています。

また、地元の声を把握しているのかについてですが、行政要望に町道や県管理施設、これは県道や県が管理します河川などですが、この除草、樹木伐採の要望をいただいています。町道については、先ほど答弁しましたとおり、現地確認を行い、随時作業を行っていますし、県道等については、県に連絡し、対応していただいています。

次に、各集落へ聞き取り、アンケート調査を求めるについてお答えします。各集落へ聞き取り 等は現段階では考えていませんが、令和元年度末に除草委託事業の単価改定を行ってから5年が たちますので、サポート事業見直しの検討のため、現在活用していただいている団体に対し、聞 き取り等を実施するように準備を進めています。

最後に、高齢化・人口減少の中で、町が責任を果たす姿勢と具体策を求めるについてお答えをいたします。議員の言われますとおり、マンパワーが不足しつつあることは十分に理解していますが、毎年認めていただいている道路維持管理関係の予算とは別に、町道草刈り作業を業者に委託する予算を厳しい財政状況の中で毎年確保し続けることは、現実的に厳しいと考えます。集落

周辺の生活に密着した町道の環境美化については、高齢化・人口減少期にあっても、地域の皆さんのお力をお借りできるよう、事業の仕組みや制度の再構築が必要だと考えます。今後、財源も含め検討してまいりたいと考えています。

以上、答弁といたします。

- 〇議長(景山 浩君) 教育長、福田範史君。
- ○教育長(福田 範史君) それでは、私のほうからは、政治教育を推進するため、各図書館に政党が発行する機関紙等を置くことを求めるとの問いにお答えします。政治教育については、教育基本法第14条の第1項において、良識ある公民として必要な政治的教養は教育上尊重されなければならないと明記され、国民一人一人が主体的に政治に関する知識や批判力など政治的教養が必要であることを踏まえ、それが教育においても尊重されるべきことを規定しています。さらに、第2項では、法律に定める学校は、特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治教育、その他政治的活動をしてはならないと明記されています。これらのことから、いわゆる党派的政治教育を禁止する一方で、必要な政治的教養を養うことが重要であり、学校教育、社会教育、家庭教育、それぞれの場において養うことが望まれています。図書館は、町民の皆さんにとってそのような場の一つでありますが、新聞、雑誌は多くの種類の数が発行されており、限られた予算の中で購入していく現状では、多くの利用が見込めるものを中心に購入しているところです。図書館法には政党機関紙に関する規定はありませんが、特定の政党を支持することなく幅広く政党の機関紙をそろえることは政治的教養を養う場として望ましい姿とも考えますが、2館の町立図書館を有する本町において、全ての政党の機関紙をそろえることも現状では困難でありますので、御理解ください。

以上、答弁といたします。

- ○議長(景山 浩君) 13番、真壁容子君の再質問を許します。
 - 13番、真壁容子君。
- 〇議員(13番 真壁 容子君) 1点目の町長の地方政治に対する認識については、二元代表制と 議会原則公開、それと政党政治をどう考えるかっていうことを聞いてきました。

町長、この議会制民主主義と原則公開の立場から見て、今回行った議会で住民に説明する以前に特定の政治団体に事前に話したことについては、これは事前審査に当たるのではないかということと、議会の本来の在り方からしておかしいのではないかという点についてはどのような認識をお持ちですか。

〇議長(景山 浩君) 町長、陶山清孝君。

○町長(陶山 清孝君) 議会で決定する場が、仮に本会議という具合にこの地方自治法は定めていますので、それ以外の場で決めることは議会のルールに従うという具合に思っています。

また、今回のこの場面は、その意味として、それより違った場面の一般的にいう政治活動の場面のお話ではないかと思っています。秘密会として、いわゆる米子市等が行っているような整理ができませんので、南部町としては、そういう会派をもって、失礼しました、会派ではございませんね、そういう政治団体をもって南部町の政策の推進に研究や意見調整を行う団体からお話があれば、事前の協議ということで町長としてお話をするということは、いささかも違法ではないと認識しています。

- ○議長(景山 浩君) 13番、真壁容子君。
- ○議員(13番 真壁 容子君) そこですね、私は今回のことだけに限って言うてるのではなくて、 今後、町長が町政を運営するに当たって、議会制民主主義とか議会等の在り方どう考えてるかっ て、非常に大事だと思ってるんですよ。

そこで、参考までにこういう考え方があるの、どうですか。平成20年に地方自治法の改正があったんですよ。それまで、これは100条第12項を考えたら、議会の全員協議会を議会活動として位置づけたんですよ。なぜ位置づけたかというと、全員協議会を費用弁償の対象にするってだけじゃなくて、もっと大きなものは、この全員協議会を議会活動の1つとして位置づけるということは、こう書いてあるんですよ。会議規則により、正式の議案の審査または議会の運営の協議、調整を行うための場にすることができるようになったということなんです。

ということは、それまでは全員協議会、任意でしたから、そこで町長が議員に、私はこうしたいと思うんだけどどうだろうかって、これはルール違反、違法だったんですよ。以前の町長が、もう清和会にやめて議会に協議したいっていうのは、執行部が、私はこう考えているが、どうでしょうかっていうことを今までは全員協議会ではできなかった。ところが、平成20年の、全員協議会を正式の議会にすることによって、原則公開ですよね、議事録も公開していく。その中で、正式だから過程が明らかになるというところで、今まで事前協議というようなものが、町長が事前に議案の説明をしたい、議員が必要なことを聞きたい、これが法的に可能になったということなんですよ。

ということは、これ何言ってるかというと、本来、議会が、行政権を持っている首長が提案してくる、立法権を持っている議会が話しする場というのは、原則公開の場じゃないとできないよっていうことが大前提なんですよ。ということは、そこから見た場合、住民に話しするのと訳違って、あなたの後援会の人と訳違って、議員を相手に、政治団体だからといってその内容が話し

できるというのは、これはルール違反、そういうことだと思いませんか。

- 〇議長(景山 浩君) 町長、陶山清孝君。
- ○町長(陶山 清孝君) 町長です。全員協議会をもって、そこが唯一の政治的な交渉や説明をする場だというふうに言われますけれども、私はもう少し広い範囲で、いろいろな場面で政治活動を議員の皆さんは常にやっておられますし、その中で協議することもいささかも不当なものではないというふうに、認められるという具合に思っています。

ただし、全員協議会が非常に有効な二元代表制の協議の場であるということは、私も認識して おります。

- ○議長(景山 浩君) 13番、真壁容子君。
- ○議員(13番 真壁 容子君) 町長、認識じゃなくて、広くするのは各会派が予算要求したりとか、何と自分とこの集落でこういう問題があるって、こういうことは、これは普通行うことなんですよ、議会活動で。

私が言ってるのは、町長が提案して、議会が審査して議決しないといけないという議決案件に要することについてを言ってるんですよ。だから、憲法上の中で地方自治と議会制民主主義が規定されてるというのは、戦前はその辺が見えなかったものを決めることについていえば、一方で、選挙された町長が提案する。もう一方、多様な意見があるから、町長と当然一緒の意見もあるし、違う意見もある議員の団体が、議員がですよ、ここが正式の場所でお互い討論し合って、協議して、一つの政策にしていくっていう、これが議会なんですよ。

ということは、それ守らないといけないんですよ。独自に自分の支持者に話してる後援会、それは自由です。でも、議案としてきた以上は、当然、目の前の先に議決案件があることについて議員に事前に話しする、これは、地方自治法も憲法も許していない。この立場は認識できますか。

- 〇議長(景山 浩君) 町長、陶山清孝君。
- ○町長(陶山 清孝君) 町長です。私は、議会の会議の本質は本会議にあるというふうに認識してます。今、平成20年の法改正の中で全員協議会の情報公開の在り方、それまでは情報公開、原則公開しないという在り方に立っていたのが、社会の中で、当然、全員協議会も公開するべきだという世論の中で生まれたことも認識しておりますけれども、その他の会議、たくさん会議ありますよね、いわゆるその会議を通じての政治活動、さらには、町長とそれを取り巻くいろいるな関係があると思います。その皆さんの政治と政治の協議、議論というものは、その全員協議会、専らそれだけではなくて、多様な場面の政治活動というのはあると私は認識しています。
- 〇議長(景山 浩君) 13番、真壁容子君。

○議員(13番 真壁 容子君) 認識ですけど、町長、町長のほうから、議会制民主主義の一方の 行政側から、議会というのは本会議だけだって、これはいけませんよ、私、驚いちゃった。本会 議中心主義の議会もあるし、委員会中心主義の議会もあるんですよ。それを、提案する側が、議 員に対して、議会は本会議主義じゃないか、だから委員会出なくてもいいんだっていうのと同じ ことですよ。それは議会軽視と言うの。

それで、私はもう少し町長に、議会制民主主義は何かということと、地方自治法や憲法でどのように定められてるのか、このことを私たちは守らないといけないんですよ。なぜかというと、私たちが来たときには、非常に議会制民主主義を発展させるのも壊していくのも、首長や議会にかかっているからなんですよ。ここのルールが崩れたときに、住民はどうかいうと、政治不信に陥っちゃうんですよ。せっかく選んだ町長が言ってること、それぞれの議員が出てきたことを正々堂々と話し合うような場所がなければ、結局、議会も町も何してるんやってことになって、このことが投票率の低さにつながっていくんですよ。これが一番怖いことですよね。私たちはそれを避けないといけないんですよ。だから、違う意見であろうと何であろうと、正々堂々と話しできる場所が本会議であり、委員会であり、全員協議会、正式の場というのであれば、そこでやらないといけない、これをお互いに守ろうじゃないですか。

そのことを言っておくことと同時に、もう一つは、これは清和会って私の入ってる所属する団体じゃないので余計なことを言うつもりはないんですけれども、政治団体というのは、政治研究団体で認めている政治団体というのは、国会議員以外あり得ないんですよ。だから、地方議員が政策を話すための政治団体っていうのは本来あり得ない。これはもう政治団体、書いてあるんですよ。政治団体というのは、例えばある一定の目標に応じて共通する者たちがそれを実施するために、またそれに対して違う意見に反対するために人たちが集まって政治活動をしていくわけなんです。それが政治団体というんです。

だから、町長がおっしゃったように、小さい町でつくったときには、おっしゃったね、どういう内容になるかっていったら、町長を応援してるグループと町長を応援しないグループあるだろうって、まさしくこれしか存在しないんですよ。大統領制を取る、いわゆる二元代表制を取る限りね。議院内閣制だったらあり得ることなんですよ。議院内閣制だったら、あなたを推している会と町長とが協議するってあり得るとこだと思うんですけども、今の二元代表制はそれはあり得ないんですよ。それは双方考えないと、町長も考えないといけないし、議会側も、自分たちの活動はどうあるべきかって考えないといけないと思うんですね。それをお互いに勉強して、少なくとも住民の不信や、職員たちも議会に対応する姿勢で困ることのないように、ここははっきりと

地方自治法等に基づいて、お互いルールを守っていくという立場を堅持していただきたい。

ということになると、当然、言いにくいことですが、事前協議たるような一定の政治団体についての話合いっていうのは、これはもうやめるべきだということを言っておいて、次に参ります。 そういうことなんですよ、お考えいただきたい。

それと、次ですね。これも大事なのは、町長は、清和会に話したことは公務だと言いました。 清和会に話した内容を公務だというので、どういう話し合いしたか出してほしいって、文書不存 在で出てきました。公務というのに文書不存在ってあり得ますか。

- 〇議長(景山 浩君) 町長、陶山清孝君。
- ○町長(陶山 清孝君) 町長でございます。公務で文書を残さなければならないといったことに対して、それにそぐわない事務は、原則は私はないと思っています。文書にもって残さなければならない。

ただし、全てがそうなのかというと、事前協議書の中で、簡単なメモ程度のものが文書として 残るということもあるかもしれませんし、事この清和会について文書を残してないといったこと は、事務として不適切だと、このように思っています。

- ○議長(景山 浩君) 13番、真壁容子君。
- ○議員(13番 真壁 容子君) あくまでも町長とすれば、職員も連れていくことですから、政治 団体との話は公務であると。公務である以上は文書を残さなくちゃいけないので、残っていない ということは不適切だということは、今までも、いつしたかとか、どういう内容でしたか、どの 職員が行ったかということについては、振り返ったら知り得ることができるわけですね。
- 〇議長(景山 浩君) 町長、陶山清孝君。
- ○町長(陶山 清孝君) 町長です。記憶にある中ではということでしょうけれども、分かり得ると、分かるんではないかと、今ここでは考えています。
- 〇議長(景山 浩君) 13番、真壁容子君。
- ○議員(13番 真壁 容子君) 別に清和会にこだわってるわけじゃないですけど、公務というのであれば文書不存在というのはおかしいと町長も言っていますので、あらゆる努力をして、どのような文書があるかっていうことを、再度こちら側が不服申請しますので、そこを出してきていただきたいというのと、町長、これは事務や一つのミスで議事録ができなかったということではなくて、恒常的にこのような政治団体との話を公務と言いながら文書不存在にしてきた、ここには、やはり町長の思惑等やそれぞれあるわけですよね。それやめるべき。もし本当にするのであれば、正々堂々としっかりと議案を話ししたりとかする場所を設けることですね。清和会とや政

治団体との協議はどのように位置づけるかっていうことですよね。それと、そこには職員の参加が強制ができるのかどうかも含めて、ちょっと整理していただきたい。また後ほど聞こうと思いますので、今回はそういう問題が明らかになった事態ではないかというふうに思いますので、しっかりと、町長含め、職員の皆様も地方自治法にのっとって議会等の運営をしていただきたいということと、議員も双方に襟を正してやらんといけん内容だということが分かる内容だったと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、図書館の問題に移ります。図書館に政党機関紙を置いてほしいって言いましたのは、政党政治が崩れたらどうなるかというと、たとえ二大政党制といえ、多数会派のあるとこといえ、政党政治がかつて日本でできて潰れたっていうのがあるんですよね。犬養毅がばんと暗殺されちゃって、政党政治が崩れていった。その後、何が残ったか、何ができたかというと、もう党なくなるから軍事政権ができたわけですよね。というように、流れの中では、政党政治っていうのは、多様な意見を認め合う、こういう民主主義がなければ成り立たない政治なんですよね。そういう意味では、民主主義の一環を担うということで政党政治が位置づけられていると思うんですよ。

それで、私も図書館に、米子市にも置いてあるし、鳥取県にも置いてある、よそに行って図書館に行ったら必ず大きいところは全部、政党機関紙、全部置いてあるんでね。何か根拠があるはずだと思ってみたときに、教育長おっしゃったように、別に基本法には取決めがないんですよね。ただ、公立図書館の任務と目標という日本図書館協会が1989年に公表して2003年に改定された中で、政党機関紙に言及してるんですよ。市町村については、もう全国紙、地方紙、政党機関紙って、これは一体なんですよ。これについては、それぞれの地域の状況に応じて専門紙を備える。原則3年保存ですよね。米子市なんか原則3年保存してるんですよ。都道府県に至ってはもっときついんですよね。これをやっぱり置くべきなんですよ。

私も驚いたのは、全国紙、地方紙、政党機関紙って3つ来るんですよ、こうして。ということは、やはりそういう意味でいえば、これからの若い人にも、様々な気候変動の問題とか人口減の本当に社会的な世界的な課題がある中で、政治の果たす役割って大きいんですよね。今のように投票率が低かったら、本当にどんなふうになってしまうか分からない。そこでいえば、確かにお金もかかることかもしれませんけれども、そんなに機関紙代って何万もするもんじゃないんですよね。

それと、もう一つは、もしかしたら皆さんの中には、政治教養が必要だけれども特定の政党に属したらいけないということで、政党の機関紙等にもしかしたら何らかの感触を持っているというのであれば、私たちが改めないといけないと思うんですよ。多様な考え方を、各政党が何を考

えているかということと、政党政治って何かということと、偏った政治をしてはいけないっていうことは、これは別問題なんですよ。そこを若者たちにどう教えていくかっていう点でいえば、私は、非常にこの政党機関紙の果たす役割っていうのはあると思うので、大変だと、お金の問題だけというのであれば、皆さんに使ってもらえる雑誌と同時に、我々は何を目指していくのかっていう点から考えた場合に、やはり全国紙、地方紙、政党機関紙というのは、最低限の教養として持つべき内容ではないかと思いますので、検討いただきたい。このことについて、どうでしょうか。

- 〇議長(景山 浩君) 教育長、福田範史君。
- ○教育長(福田 範史君) 教育長でございます。先ほど真壁議員がおっしゃったように、答弁で申したように、基本法にはないんですけども、確かに全国紙等々の中で3つ明記をされています。それから、県内でも確かに県立図書館、米子図書館には配置がしてある、ところが町村図書館にはなかなか置いてないっていう現状がある中、それから、政党機関紙を出しているところが、全国的に見ると5か、6ぐらい、もっと多いのかも分かりませんが、その辺りで、そうなったときに、この党は置いてこの党は置かないっていうことにはきっと図書館としてはうまくいかないというふうに思っていますので、その辺で、政党の機関紙が本当に全国的に幾つあるのか、その辺りも含めて、県立図書館の状況も含めて、考えてみたいというふうに思います。
- ○議長(景山 浩君) 13番、真壁容子君。
- ○議員(13番 真壁 容子君) ぜひ問題意識を持って対応していただきたいと思いますので、よるしくお願いいたします。

次に、保育園の問題です。今回いろいろお聞きしたんですけれども、住民の声をどう聞いたのかということと、地方交付税の問題に絞って質問します。

町長、住民の声をどのように聞いたかというと、町長は、子ども・子育て会議で聞きました、 行財政委員会で聞きました、あり方検討委員会で聞きましたという声がありました。私たちが開いた議会の中でこういう声がありました。町長さんは、いろんな声を聞かれたというけれども、 大学の先生の声を聞くのもいいけども、保育園に出している保護者の意見を直接聞いてほしい。 残念ながら、大事な定数削減や統合問題、民間移管の問題で、あなたが直接聞いたと言うのは、 この間の5日間に集中してるんじゃないですか。ここ、令和2年からやってきたと言いながら、 どうして住民の声をじかに聞こうとしなかったんですか。

- ○議長(景山 浩君) 町長、陶山清孝君。
- 〇町長(陶山 清孝君) 町長でございます。お一人お一人の住民の皆さんの意見は尊重しなけれ

ばならない事項だと思います。壇上で申し上げましたように、今、デジタル化の中で、スマホーつで御意見等が町政に対してできる時代になっています。おかげさまで、そういうことでたくさんの御意見もいただいてます。直接町長と向き合う機会をつくらなかった、少なかったということは確かに認識しておりますが、さりとて、このつくし保育園、そして、さくら保育園の保護者の皆様からは、一緒に御議論したときに、本当によく分かったと、いい会だったという御意見もありました。多くは、場所に対する御不安であったり、民営化に対する御不安であったんですけれども、それに対しても、そういうことかという具合な意見もあったと思います。それ以降も、何かあったら、メール等で、またはLINE等でお知らせくださいという具合に申し上げていますので、またその都度、担当課を通じて御意見はいただけると思ってます。常に私も、住民の皆さん、それから保護者の皆さんの意見を聞きながら、一歩でもいい保育園に進みますように、これからも努力していきたいと、こう思っている次第です。

- 〇議長(景山 浩君) 13番、真壁容子君。
- ○議員(13番 真壁 容子君) これまでに何回か保護者会をしようと思ったけれども、保護者が なかなか来なかった。そういうことありましたよね、開いてもなかなか保護者が来ない。来ない というのは信頼してることではないか。私は、この姿勢が一番問題だなというふうに思いました。 賛成、反対、いろいろ意見があると思うんですけれども、そういうことをじかに子供たちを出し ている保護者に聞いていく。保護者は、新しいほうがいいだろうとか、距離的に近いほうがいい と思うんですけども、私ちょっと驚いたというか、感心というか、思ったのは、きっと皆さん同 じだったと思うんですけども、たくさん来られなかった議会の説明会の中で、どのような要求出 てくるかと思ったときに、どう言ったかというと、保育所は保育士が一番だと、保育士の処遇改 善してくれっていうのが2人から出たんですよ。そのときに、思わず顔を上げたんですね。いろ んな意見言ってくれた中で、あったけれども、幾らいい建物建てても、そこで働く保育士さんが どのような保育ができるかだと。私、これは宝だと思いました。保護者がそういうふうな声出し てくる。私、若い人って、これから本当に町変えていく力持ってるわと思ったんですよ。自分の 子供を通じて、保育士さんがいかにケア労働者で賃金が低い、激務をしているのに給料が安いっ ておっしゃいましたからね。そういう人たちがいるということは、この人たちが何を考えている か、自分のことだけではなくて、うちの町で保育園続けていくためには保育士の存在って欠かせ ないんだと、そこが一番大事なんだと、私、この声を全面的に受けるべきだと思ったんですよ。 そのことに対して、真摯に向かうべきだと思ったんです。そういう意味でいえば、私は、若い人 たちの子育ての世代の方々の声にまちづくりのヒントがあると思ったんです。町長は今のを聞い

てどのようにお感じですか。

- 〇議長(景山 浩君) 町長、陶山清孝君。
- ○町長(陶山 清孝君) 町長です。若い皆さんの意見を聞くということは非常に重要なことだと思っています。今回、円卓会議で、高校生も含めた若者たちが集まってくれました。20人くらいだったかな、20人ほど集まってくれました。学校帰りのかばんを持ちながら来てくれる。非常にありがたかったと思いますし、若者ならではの、ああ、そういうことなのかと、私も、例えば結婚をどう考えてるのかだとか、そういうことを聞きたかったんですけれども、ちょっと恥ずかしくなって、そういうことは聞けませんでした。若者の意見を直接聞く方法というものは、いろんなチャンネルの中で考えていかなくちゃいけない事項だろうと思います。

真壁さんの今言われた、そういう人間に投資をしろという御意見は最も大事な意見だなと感心をいたしました。

- ○議長(景山 浩君) 13番、真壁容子君。
- ○議員(13番 真壁 容子君) この間の円卓会議は、正直言って、円卓会議を見たときに、町長えらいずれてるなと私思いました。町長、高校生の帰り、円卓会議。将来どうしようかっていうときに、今、保育園どうしようかって揺れてるときに、その時間あって、なぜ保護者に聞けないんですか。その姿勢が、住民から見たら、一番大事なところであなたが避けてると思われるんですよ。そうじゃないですか。円卓会議開くわ、いきいきサロン、百歳体操に1回、町長が絶対来ると、行かなかったら何回も電話がかかってくるんです、健康福祉課から、やってくれって、そうですよね。そういう時間があって、どうして今大きな課題となっている保育園のときに、保護者のとこ行って聞かないんですか。どうしてそういう中で、令和2年から伯耆の国と話ししながら、それを議会に説明しないんですか。そこが積み重なって、議会からも、今回の保育園の問題で不信感となり、保護者からも意見が聞けない、聞いてもらえない、決まってからしか言わない。まさに議会から見たら、議会で決まってもいないのに、町長があっちこっちで、ここに決定した、しゃべっている。これは非常に行政に対する不信感そのものであり、何が何でも、住民が意見言おうが何しようが、決めたものは遂行するんだという立場じゃないですか。この批判にどうお答えですか。
- 〇議長(景山 浩君) 町長、陶山清孝君。
- 〇町長(陶山 清孝君) 町長です。議会に御説明が足りなかったという点があるとすれば、それ は先ほどから出ています場所の問題についてのことだろうと思っています。この場所の問題については、先ほど荊尾議員の一般質問にお答えしましたとおり、昨年から議員が一般質問で言われ

たとおり、どうやって決めるのか、町長はどういう具合に決めようとしてるのかという議論の中で、ここにおられる14人の議員の皆さんと確認した事項だろうと思っています。最終的に町長が判断し、最終的にその場所を議会に諮って予算化をしてる。

今、場所の問題が非常に問われていますけれども、私は、その場所を人気投票であったり皆さんに常にお諮りしながらすることには不適格だろうというふうに思いました。専門的な見地を持ったり、保育園の代表の方であったり、それから保育士の皆さんであったり、そういう方々の御意見を参考にしながら、評価いただいた現場に立って、これが適切なのかどうか、本当に町民のためになるのかどうか、そういうことを最終的に判断し、町長としてその場所を自信を持って提案する。住民の皆さんにも提案し、議会の御同意もいただきたい。そういう気持ちでおるところです。この方法について、私はいささかも問題はないというふうに思っています。

- ○議長(景山 浩君) 13番、真壁容子君。
- ○議員(13番 真壁 容子君) 町長、この方法いささかも問題ないという町長のその姿勢自体が問題なんですよ。例えば、町長は土地を明らかにしたら人気投票みたいになっちゃう、利害関係が絡むって言いますよね。町長の頭の中はそういう中で占められてるのか知りませんが、私が聞いてきた若者の人たちはそういう声じゃないですよ。町全体のことを考えながら、例えばどんな意見が出たかというと、新しい保育園を建てるときにこの古い保育園どうするのかという考え方聞いたら、何も考えてないと言ったと。町の全体のこと考えるならば、これまでの公共施設をどうするのかって問題もある。立派な意見じゃないですか。それと、彼らや彼女たちが言った、決して自分が、自分のとこの子供が、近くの場所でいいとか、そういう問題じゃないですよ。この少子化に向けて、自分が保育園を建てるときは、三十数年前、自分の親もつくし保育園に通った。一度建てたら30年、40年動くんだ、場所は拙速にしたらいけんっていう声も出たんですよ。立派な意見じゃないですか。

町長は、それらの意見を聞いたら何ができるか分からんと恐れてるからよう出ないんですよ。 何で恐れてるかっていうたら、事前に自分の意見持ってるからですよ。その意見は誰と話したかっていったら、特定の党と話してるからこういうことになっちゃうんですよ。そこをもう少し考えなければ、言ってみれば、町長怒るかもしれませんが、この構図というのは、伯耆の国との話ありきなんですよ。十数年前から、一つにして、向こうのほうに建てたら自分とこがもらってやるわというところから始まってるんですよ。それが証拠に、情報開示請求でしたら、もう3年前、令和2年から伯耆の国と話して、伯耆の国がしきりに東西町のスポーツ広場はこの場所がいいって言ってきたのをずっと聞きながら、3候補になった土地の中にそこも入れてきたやないですか。 つくし保育園があんなに水害だって言ってるのに、あのBのところは、地元の方が言ったら、つくし保育園より先に水が来るって場所じゃないですか。それを3候補に選んできたんですよ。私たちの会議の中では、それを指摘してる若い方もいらっしゃいました。

一番私が問題やと思っておりますのは、町長たちは誠実にこの問題に向き合って住民や議会に説明していないところにあると思います。例えば、土地の問題だけではありません。一つは、地方交付税の問題です。先ほど荊尾議員の質問の中で、私立にしたほうが町の財政にとって有利とおっしゃいました。それは何かというと、地方交付税の中に含まれているの分からないけれども、私立になったら補助金で見えると言ったんですよ。ところが、町長、よく読んでください。あなたが、副町長がいっぱい資料作って、間違った資料も出したんですけど、財政審議会は、町にとって財政的に有利とは言っていませんよ。はっきりと、見えるからいいと言ってるんですよ。私立にした場合、地方交付税問題と補助金問題で町の財政的に優位だというのはどこで判断したんですか。財政審議会でそんなこと書いてませんよ。

○議長(景山 浩君) 暫時休憩します。

午後	1	時	5	5	分休憩
下1久	1	山斗	U	J	刀സ芯

午後2時10分再開

- ○議長(景山 浩君) 会議を再開したいと思います。 副町長、土江一史君。
- ○副町長(土江 一史君) 副町長でございます。令和3年10月15日にいただきました行財政 運営審議会の答申につきましては、総合的に考えると、民設民営を目指すのが適当であると。そ の理由は下記のとおりであるということで、4つ上げてあります。そのうち、先ほど議員のほう から御指摘のありましたところは、3番目の項目として、民設民営には、建設等整備費及び運営 費に国、県からの補助が入るため、町の財政負担が軽減されること、4番目の項目として、保育 に係る町負担の収支が明確になることというふうに理由をいただいております。
- 〇議長(景山 浩君) 13番、真壁容子君。
- ○議員(13番 真壁 容子君) 先ほど、私立には補助金が入るし、公立には補助金が入らないって言ってるわけですよね。それで、そこで違いが出れば軽減されるって言うてるんですけども、公立の場合は、補助金は来ないですけども地方交付税に算定されますよね。その算定されることを総務省はどう言ってますか、内容。
- 〇議長(景山 浩君) 副町長、土江一史君。

- ○副町長(土江 一史君) 副町長でございます。ここにはっきりとした明確な文書は持っておりませんけれども、交付税の基準財政需要額の中に算定される、措置される。算定かちょっと、言葉は明確に、今ここで分かりませんけど。
- 〇議長(景山 浩君) 13番、真壁容子君。
- ○議員(13番 真壁 容子君) 2015年の3月24日、参院総務委員会、高市大臣が、公立保育所の運営費については国庫負担金の一般財源化に伴い、地方交付税の算定に当たって、従来の国庫負担金を含めた地方負担の全額について基準財政需要額に適切に措置されるよう、各市町村の実際の公立保育所の入所児童数に応じた補正を行っている、こういうふうに言ってるわけですよね。県も同じ見解なんですよ。どうしてこのことを財政審議会とか住民に言わないで、財政、違うって副町長は言うんですか、町長も。どうして財政的に私立が優位だって言うんですか。ここまではっきり書いてあるのに。
- 〇議長(景山 浩君) 町長、陶山清孝君。
- ○町長(陶山 清孝君) 町長でございます。私も財政の専門家ではありませんけれども、これまで長いこと議会の中で必ずこの交付税の問題は出てきます。それは、先ほど真壁議員が言ったように、基準財政需要額の中では算定しつつも、一つ一つのパーツを組み合わせると、その額まで入ってこない。いわゆる本当に見ているって国が言うのは基準財政需要額であって、算定上はするんだけれども、現ナマで、じゃあ、南部町に入ってきます、総交付税35億であったり、今回コロナもあって36億、7億という、その中を分解をしてやると、足らないなということになるものだという具合に私は認識しています。
- 〇議長(景山 浩君) 13番、真壁容子君。
- ○議員(13番 真壁 容子君) 基準財政需要額と地方交付税の考え方について、9月の8日金曜日、議会が終わった後、県の主張を、総務課に電話かけて地方交付税の算定の仕方についてお聞きしてみました。こういうことを聞いてみました。保育園について、うちこう言うんですよ。ということは、基準財政需要額はどういうことを言うんですか。例えば、議員の報酬を引き上げた場合、町長の報酬、これについても地方交付税ではこんなふうに算定されてますって来るんですかって聞いたら、それではない、ですよね、同じことやないですか。地方創生交付金が来ますよね。裏に地方交付税が来るっていいますよね。特交の場合、分かりますけども、地方交付税の場合、分からないんですよ。それでも、あなた方が言ってるのは、保育園は分からんけども、自分の報酬や議員の報酬はこれだけ来るからもらって当然だって言うんですか。地方交付税ってそういうものでしょう。

いうのであれば、国はこんだけ来てると言うけれども、うちの町で考える保育費用はこれだけだっていうんだったら分かりますよ。伯耆町は来た分を全額充てる、これだけ保育で来てるはずだから 2 億円使いますと言うたとする。うちの町は、どうか分かれへんから、1 億円保育園費用にする。これは市町村で考えることなんですよ。あなた方が、保育費用をどれだけ要るっていうことをやって、今はどれだけ入ってるか分からんから、ほとんど町の持ち出しだっていうんですよ。そうじゃないですよね。だから超過負担の金額も分からないし、制度が変わったときに、保育費が無償化になったときに、どれだけの金額が浮いて、何に使ったかって説明もできなくなってくるんですよ。これ、専門家じゃなくってもそういう説明していただかないと、地方交付税とどれだけ有利かどうかって判断できないじゃないですか。それどこで判断してるんですか、町長は、有利だっていうのは。

- 〇議長(景山 浩君) 町長、陶山清孝君。
- ○町長(陶山 清孝君) 町長でございます。非常に困難ですけれども、できないことはないということから、一つ一つの計数を積み上げてやったものが、皆さんにお示しし、住民の皆さんにお示しした数字だと、このように認識しておるところです。
- ○議長(景山 浩君) 残り1分余りになりましたので。13番、真壁容子君。
- ○議員(13番 真壁 容子君) 地方交付税の算定についてはお考えいただきたい。今の中には、 これまで措置費であった国の経費プラス県の補助金も一緒に地方交付税の中に入ってるんですよ。 それをちゃんと出してきてほしい。

それで、次は、これを全部使っても、今言ってるのは、1 億 1, 2 0 0 万が施設給付費で来ますが、1 億 4, 3 0 0 万出します。1 0 %加算して、それでも足りないから、民間になった場合でも、1 億、2 億円近くはお金出すよって言ってるんですよ。これ、超過負担ですよね。そういうことですね。超過負担をしなければ、町が1, 0 0 0 万ですか、1 億 4, 3 0 0 万やから、この差額を町が出さなければ民間の保育士の給与保障されないわけですよね。

それと、もう一つ聞きます。つくし保育園と、今、さくらに1億7,000万から9,000万円 の指定管理料が出ています。1億4,000万との差額は、この差額をどうして埋めるんですか。

- 〇議長(景山 浩君) 子育て支援課長、芝田卓巳君。
- ○子育て支援課長(芝田 卓巳君) 子育て支援課長です。まず、試算で今回お示ししました運営費につきましては、現在の今年度の指定管理料を参考にしながら、その中で共通する部分、2園が1園になるということがございますので、その辺のところを考慮して、人件費部分については、

重複する方、重複する方って言ったらあれですけど、人員が必要でなくなるとかいうこともござ いますので、その辺のところを考慮したもので運営費を出させてもらっております。

参考までに申しますと、これは毎年議会のほうには収支計算分析表ということで決算を出させ てもらっております。その中で、人件費というものが大体1億4,000万程度上がってきており ます。それは、職員が26名、子育て支援員が2名、事務職員が2名、そのほかにパート賃金と いうものを含めての総額になっております。それを今回、新たな1園になるということで、保育 士を16名、管理栄養士1名、調理師3名、そのほか子育て支援員2名、パート賃金のほか、あ とは事務職員 1 名というような格好で試算をさせてもらったところが、今年度でいいます 1 億7. 9 0 0 万円から、新園のほうでは 1 億 4.3 5 0 万円程度で運営ができるのではないかという具合 に試算した次第です。以上です。

○議長(景山 浩君) 以上で、13番……(発言する者あり)持ち時間が終了しておりますの で。(「超過負担が幾らかって言ってたんですけど。それ教えて、超過負担って幾ら」と呼ぶ者 あり)特別です、そうしたら、お答えください。

子育て支援課長、芝田卓巳君。

〇子育て支援課長(芝田 卓巳君) 子育て支援課長です。超過負担は、今回の試算の中では、公 定価格で1億1,200でしたかね、具合に公定価格のほうでの施設給付費を見込んでおります。 それはあくまでも収入のほうでして、今回の支出、運営のほうで1億4,350万円という試算を しております。その部分に対する差額につきましては、施設の保育料プラス交付税、それを引い た残りの部分が超過負担と言われる、町が負担していく部分という具合になります。以上です。 (「金額は幾らになる」と呼ぶ者あり)金額は、申し訳ありません、金額のほうは明確にはちょ っと出せないと。交付税部分がありますので、資料としては、住民説明会のほうでお見せした資 料で約3,300万でしたか。(「説明できないんでしょうか。ちゃんと数値を示してほしいな」 と呼ぶ者あり)申し訳ありませんでした。今の試算では、町負担としましては約530万を運営 のほうでは考えてるところです。

○議長(景山	浩君)	以上で、13番、真壁容子君の質問を終わります。
○議長(景山	浩君)	ここで休憩をいたします。再開は2時40分といたします。 午後2時21分休憩
		午後2時40分再閏

○議長(景山 浩君) 会議を再開します。

続いて、2番、加藤学君の質問を許します。

2番、加藤学君。

○議員(2番 加藤 学君) 2番、加藤学です。今回は、一般質問を3点用意しております。

1点目は、農業者支援制度について。汗をかく農業者支援事業で、農業器具を購入した人に対する支援を行いました。大変多くの人に喜ばれましたが、そのときの説明では、補助金を配るのは一度きりだが、農機具の支援した場合、翌年にもつながる。だから、直接の支援ではなく、農機具を購入した場合の半額の補助を行った。こういう説明だったと思います。確かに、翌年農機作業は楽になったでしょうけれども、しかしながら、米価は下がったままで、農業を続けるのが苦しいのは変わりません。兼業農家、小規模農家に対する補助を手厚くする必要があると思います。これは6月議会からの続きです。

1点目として、大規模農業者が耕作できなくなった場合を想定した対策を講じることを求めます。

2点目は、現在、南部町で兼業農家や商業農家を支援する制度は何があるのでしょうか。

そして3点目、兼業農家、小規模農家に対する補助を手厚くすること、これを求めるものです。

2点目は、保育園についてです。これは、知り合いの人から聞いた話です。途中入所をしようと思ったけれどもできなかった。そのとき、保育士の人が足りないからだというふうに言われた。これは、なぜ途中入所ができなかったのか、近所の人はできたんだけれどもっていうことを園長さんに聞いたら、そのとき、保育士が足りないからできませんというふうな、そういうふうに答えをもらったという、そういう知り合いの方がいらっしゃいます。

また、以前の質問で、ひまわり保育園は現状を維持するというふうな回答を得ていますが、今のひまわり保育園に問題点はないのか。近隣の人から、ひまわり保育園の屋根が変色している、雨漏りをしているのではないかということをちょくちょく聞きます。現在のひまわり保育園、施設老朽等の問題点はないのか。

2点目、つくし保育園とさくら保育園を統合して、伯耆の国が運営する保育園、もしくはこど も園にした場合、保育士の数は確保できるのか。

3点目、つくし保育園、さくら保育園統合して民設民営にすることの撤回を求めるものです。 そして、3点目、地産地消と食育について。過去、学校給食食材連絡協議会、食材会議の運営 について質問をしてきました。主に産業課から回答をいただいております。今回、同じような内 容ですが、教育委員会として地産地消と食育をどのように考えているのか、これについて質問い たします。

1点目、南部町の学校教育において、食育がどういう意味を持つのか。また、一般論として、 南部町の食育はどのような特色があるのか。

全国的に学校給食に有機栽培の野菜を取り入れるところが増えていますが、南部町でも食材に 有機栽培の野菜の導入を検討することはないのか。

3点目として、学校給食の無償化を求めるものです。以上です。

- 〇議長(景山 浩君) 町長、陶山清孝君。
- 〇町長(陶山 清孝君) 加藤議員の御質問にお答えしてまいります。最後に食育の御質問をいただいておりますけれども、こちらは教育長のほうから後ほど答弁をさせていただきます。それから、農業者関係の支援制度についての資料要求がありましたので、お手元のほうに来てると思いますので、御確認ください。

それでは、農業者支援制度について御質問いただきました。まず、1点目の大規模農業者が耕作できなくなった場合を想定した対策を講じることを求めるについて答弁いたします。

議員の御質問は、大規模農業者に限らず、将来にわたり農地をどのように維持していくのかといったことだと思いますが、本町の基本的な考え方としましては、これまでも申し上げてきましたが、集落営農や法人化等による規模拡大を支援し、同時に、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を積極的に活用いただくことで、集落と団体による農地保全活動の活性化と、担い手への農地集積を促進してまいりたいと考えております。個人、集落、農業法人等団体営農、いずれの農業経営体においても担い手の減少が課題となっていますので、町といたしましても、担い手となる人材の確保、農業後継者の育成につながる事業を継続してまいりたいと考えています。

また、本年5月の農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い法定化された地域計画は、地域の協議により将来の農地利用の姿を明確にし、農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地の集積、集約化などの農地利用の最適化を進めることとなります。各地域において、この話合いを積極的に行っていただくことが議員御指摘の耕作放棄地の抑制につながるものと考えられますので、着実に推進してまいりたいと考えています。

次に、現在、南部町で兼業農家や小規模農家を支援する制度は何があるのかについて、令和5年度の実施事業等の中から該当すると考えられる取組を、先ほども申し上げました提出資料として配付させていただきましたので、御確認ください。

汗かく農業者等支援事業や農林業基盤整備事業などは、個別農家が直接申請いただくことがで

きます。組織的な取組にはなりますが、中山間地域直接支払交付金事業、多面的機能支援交付金 事業も地域に応じた取組に有効に御活用いただけるものと考えています。

3点目の兼業農家、小規模農家に対する補助を手厚くすることを求めるにつきましては、6月 議会でも同様の質問をいただき、御答弁しましたが、南部町の農業の将来継続を考える上では、 形態を問わず、様々な形で取り組む農業者の参入と育成が重要課題と考えており、個別農家等に 対する補助制度等につきましては現状で御理解をいただきたいと考えます。

次に、保育園についての御質問を頂戴しています。現在のひまわり保育園に施設の老朽化等の問題点はないのかについて、まずお答えいたします。ひまわり保育園は、昭和58年に建設され、今年で40年を迎えます。これまで大きなものとしましては、平成25年に屋根の塗装補修、平成28年に厨房機器交換、平成29年に廊下、壁、クロス張り替え、令和2年には玄関、床、廊下張り替えなどを行ってきており、このほか、設備の修繕、各所の補修など、毎年実施しており、今後も補修をしていく必要がある建物だと認識しています。公共施設の個別管理計画の方針では維持を前提とするとしておりますので、適切な維持管理に努めてまいります。

つくし保育園とさくら保育園を統合して伯耆の国が運営する保育園にした場合、保育士の数は増えるのかについてお答えをいたします。今年度の4月1日現在で、両園の保育士は、正規職員18人となっております。1園になった場合、職員配置は、各年齢児の定数を定めてからじゃないとはっきりした必要保育士数は分かりません。また、定数のほか、配慮の必要な園児に対することや、子育てサービスなどの事業を行うことなど、変動要素が大きく、現段階での保育士数は計れないことを御理解いただきたいと思います。

つくし保育園とさくら保育園を統合して民間移管することの撤回を求めるにつきましては、真 壁議員にもお答えしましたように、事業見直しをする考えはございません。

あと、地産地消については教育長のほうから答弁させていただきます。

- 〇議長(景山 浩君) 教育長、福田範史君。
- ○教育長(福田 範史君) それでは、地産地消と食育について御質問いただきました。

まず、南部町の学校教育において食育とは何か、一般論と南部町の食育には特色があるのかとの問いにお答えしてまいります。食育とは、生きる上での基本であって、様々な経験を通じて、子供たちが食に関する正しい知識と食を選択する力を習得し、望ましい食習慣を身につけることであり、平成17年の食育基本法の施行をはじめとして、国全体で食育を推進しております。

本町においても、それらに基づき、食に関する指導の全体計画を作成し、教科等の学習時間、 日々の給食時間等、教育活動の中で幅広く実践しているところです。南部町の特色ある食育を幾 つか紹介しますと、年2回の保・小・中一斉おにぎり給食、健康福祉課と連携して取り組んでいる減塩献立、おいしお給食、毎月19日の南部の味給食、生活科で地域の方々に教わりながら育てるサツマイモや夏野菜、まち未来科で学ぶ米、柿、ゴボウなどがあります。また、食材供給連絡協議会の皆様には、地場産物を活用した学校給食の献立実施に協力いただいていることも南部町の特色ある食育の一つと考えております。

次に、全国的には学校給食に有機栽培の野菜を取り入れるところが増えているが、南部町でも食材に有機栽培の野菜の導入を検討してはどうかとの問いにお答えいたします。一般的に、有機栽培は有害な農薬や化学肥料を使用しないため、土壌や水質汚染を抑え、環境保全に貢献すること、また、化学肥料や農薬が含まれていないため安心安全で栄養価が高く、風味が豊かであると言われています。

しかし、学校給食において、有機栽培の野菜の導入に当たっては、2点の大きな課題があると考えております。1点目は、有機栽培の生産者が少ないため供給量が少なく、また、供給が安定しないこと。2点目は、有機栽培の野菜の単価が高く、限られた食材費の中で献立を考えると、有機栽培の野菜を採用しづらいことがあります。有機栽培の野菜のよさは先ほど述べたとおりですが、一方で、実際にその栽培に当たっては様々な苦労もあると聞いており、現状では難しいと判断しております。

最後に、学校給食の無償化を求めるとの問いにお答えいたします。これまでも同僚議員に御答弁させていただいておりますように、本町では学校給食法に基づいて、学校給食に係る施設及び設備や人件費等は町の負担とし、学校給食の原材料に係る経費についてのみ保護者の皆様に御負担いただいております。本年度の給食1食単価につきましては、牛乳の価格高騰、副食に係る食材の高騰を勘案し、小学校で300円、中学校で355円とし、それぞれ10円の値上げをいたしました。その値上げ分は町費負担とし、保護者負担額につきましては、合併以来上げることなく運営してまいりました。さらに、教育委員会では、就学援助制度を利用いただいている御世帯には、給食費の実費を学期ごとに支給しております。今後も給食費の一律の無償化ではなく、支援が必要な家庭に支援を届けるという基本的な考えに基づいて、経済的に厳しい御世帯には就学援助制度を御案内し、確実に支援を届けていきたいと考えております。

なお、学校給食無償化につきましては、今までも町長が答弁しているとおり、自治体ごとに無 償化を競うようなことではなく、国の子育て支援施策として全国で行われるべきであると考えて おり、全国町村会としても国に要望をしております。先般、政府のこども未来戦略方針において、 学校給食費の無償化の実現に向けて、学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や 成果、課題の調査、全国ベースでの学校給食の実態調査を行い、その結果を公表するとされています。その結果を踏まえ、子育て支援策としての位置づけや持続可能な財源の確保を含め、町としてどうしていくのかを見極めてまいります。

以上、答弁といたします。

- ○議長(景山 浩君) 2番、加藤学君の再質問を許します。2番、加藤学君。
- 〇議員 $(2 \, \text{番} \, \text{加藤} \, \text{学君})$ 2番、加藤です。資料、ありがとうございました。

この中で、まず一番下にある2つ、中山間地域等直接支払交付金事業と、それから多面的機能 支払交付金事業、この2つなんですけれども、特に多面的機能の場合は農地維持支払、それから、 中山間地のほうに関しても、農業生産活動を継続するための活動、これに対しての補助をすると いうことだと思うんですけれども、これは具体的に農地の維持っていうふうに考えたほうがいい んでしょうか、どうなんでしょうか。

- ○議長(景山 浩君) 産業課長、藤原宰君。
- **○産業課長(藤原 宰君)** 産業課長です。議員おっしゃられるように、将来的にも農業を継続していただくための集団的な活動をしていただいております。主に農地の維持を目的とした活動となっている現状があるというふうに認識しております。
- 〇議長(景山 浩君) 2番、加藤学君。
- ○議員(2番 加藤 学君) それからもう1点、今回、私が取り上げたのは、汗をかく農業者支援事業のことですけれども、これは前回、農業機械を購入した場合、それの半額を補助するという形で大変多くの方が応募されて、途中で補正も行った大変いい事業だったと思います。特に農業機械を買う人、それから買い換える人にとっては大変いい事業でした。しかしながら、陶山町長、これ、一番最初、導入するに当たって言われたのが、反当たりの補助だったら1回きりだけれども、これの農機具を補助するのであれば2年以降も使える、それが大変いいっていうふうな、そういう説明があったと思います。確かに2年目以降、農作業をするのは機械を新たに買われたところは楽になってますし、壊れかけた機械が更新されてグレードアップされたところも多分それでよかったと思います。しかし、根本的に米価が下がったままの状態であれば、確かに農機具の補助はあっても、実際のところ農家が生産する場合の苦しいっていうのは、これ変わらないと思うんですが、どうでしょうか、この考え方。
- ○議長(景山 浩君) 町長、陶山清孝君。
- ○町長(陶山 清孝君) 町長です。おっしゃることもよく分かります。ただ、行政としてこの農

政をやっていく上では、ここでは何度もお話ししていますように、地域政策というもの、いわゆる集落を維持し、里山を守り農地を農地として維持管理するこの考え方、それと、今言いました米価の問題、産業政策、産業として農業が成り立つ、なりわいとして成り立つ、この2つが両輪としてちゃんと生きるようなことをしなければ、ただ単に南部町の中で集めた税金を農業をやられる皆さんに農機具として補助しましょうということは、1回、2回は使えるかもしれませんけども、これは根本解決にはならないと思っています。地域の中で集落を維持するための農業の政策と、産業としての農業を続けていく、非常に難しい課題ではありますけども、これをしっかりと両方にらみながら政策としてやっていくことが今求められてるんではないでしょうか。私はそのように考えています。

- 〇議長(景山 浩君) 2番、加藤学君。
- ○議員(2番 加藤 加藤です。それで、これ、6月議会の続きなんですけれども、先 学君) ほど陶山町長、私の3番目の質問に対して様々な参入が必要であるというふうに答えられました。 前回の6月議会の一番最後のときの質問も、米価が下がったまんまである、何らかの補助がない 限り新規に入ってくる人はいないんじゃないですかという、最後、私の質問に対して、陶山町長、 やっぱりこういうふうに言われてます。農業集団である集落の中に入って、その中で一緒に支え 合っていけるような、そういう環境も必要だと思ってます。多様な価値観の中で若い人たちの生 き方というのは変わってきますので、ぜひ、諦めるのではなく、何事においても若い者たちに南 部町の農業を継いでもらう、これが一番の課題だろうという、そういうふうに答えられてます。 その前に、もちろん一つには利益もありましょうがっていうふうに言われてからこういうふうに 答えられてます。私のほうは、あくまでも農業、特にもともと新規ではなくてあくまでも兼業農 家、小規模農家の補助を厚くしてほしいっていう、私のほうの質問はあくまでもそういう立場で だったんですけれども、途中から何か方向性がぐるぐる変わってって、最後、新規就農者の話に なってしまったんですけれども。新規就農者のことももちろんそうですけれども、新規就農者が 新たに入るのに、精神論的な話じゃなくて、やっぱり価格の面も必要ではないでしょうか。それ と、さっきも陶山町長、様々な参入が必要である、そうやって維持が必要であるっていうふうに も言われてますけれども、やはりそこにはバックボーンとしてある程度の補助、農業をやってっ てそれだけで生活ができる、そのバックボーンがなければ農業を続けることも、それから新たに 参入することもできないと思うんですけれども、どうなんでしょうか、この点。
- ○議長(景山 浩君) 町長、陶山清孝君。
- ○町長(陶山 清孝君) 町長です。まず、兼業農家の話であれば、これは私は地域政策として、

先ほども真壁議員が言われてましたような道路の草刈りの問題、それから、あるところでお話を 伺いましたけれども、農業を他の人にお願いをしたら、道路ののり面だとか河川ののり面はおたくがやらないけんでと言われて非常に困ったという話も聞いてます。いわゆる地域を全体で守っていくっていうその地域政策と、産業政策であれば、産業政策としてであれば一定の集団、大きさの効果によって、今であれば飼料用米ですよね、飼料が円安のために非常に輸入価格が高くなっている。飼料用米を作るであったり、それから、大豆なんかを輸入に頼ってますので、大豆は国策として今日本で作っていこうと、こういうところに力点を置いた水田農業というものを考えていかなくちゃいけないではないかと思ってます。もし地域政策として、兼業農家の皆さんが非常に困ってるんだと、兼業として、今までは兼業としてサラリーマンとして収益を上げながら、それで軽トラを持って、草刈り機を持って、そして、そのお金を使いながら頑張ってきたんだけど、いや、もうこれから先はようせんわと、これに対しての対応策というのは、やはりそこをみんなで何人か集まってマス的にやっていくという方法や、機械を購入するんであれば、どっかでその集団をつくってもらって補助金を使って共同購入をする、そういうような方向転換にならざるを得ないんではないかと思ってるところです。

答弁になったかどうか分かりませんけども、私の考えを御披露しました。

- ○議長(景山 浩君) 2番、加藤学君。
- ○議員(2番 加藤 学君) これは前回質問し損ねた内容の部分なんですけれども、現在南部町で耕作が約1,000ヘクタールあります。田んぼが980、畑が270ぐらいだったと思うんですけれども。現在、南部町のほうで農業法人が7つ、それから、1ヘクタール以下が700戸、1ヘクタールから5ヘクタールが70戸、それから、5ヘクタール以上が11戸。この中に法人が入ってるのかどうかというのはちょっと確認しておりませんけれども、兼業農家、要するに1ヘクタール以下の農家が700戸、これ、人数からいったらほとんどの農家が結局兼業農家、もしくは小規模農家になると思うんですけれども、ほとんどの農家が、今一番最初に出していただいた資料では、この1ヘクタール以下の700戸の農家の人が補助の対象になってないんじゃないでしょうか。どうでしょうか。
- 〇議長(景山 浩君) 町長、陶山清孝君。
- ○町長(陶山 清孝君) 町長です。詳細については、また産業課長のほうが数字を持ってると思いますけれども、今言われたその700の小規模な皆さんが地域の中で取り組む中山間であったり多面機能であったりといったところにこれは補助が落ちてくると思いますし、営農法人であったりすることによって補助事業になる。形ばっかりだと言ってしまえばそれまでなんですけども、

そこの工夫がないと補助というものをなかなか用意することができない現状というのは、加藤議員、よく御存じだろうと思ってます。もし、例えば多面であったり中山間であったりという事務が煩雑でこれに二の足を踏むっていうことであれば、これは仕組みとしてそれを請け負っていただくような仕組みをつくる必要があると思っています。だんだん高齢化が進んでいる集落にあって、事務がなかなかできないという御意見も聞いてきますので、行政としましても、そういうとこを取り組めるような組織を一つでもいいからつくっていかなければならないなという具合に考えています。

- 〇議長(景山 浩君) 2番、加藤学君。
- ○議員(2番 加藤 学君) 私のほうで求めてるのは、あくまでも全部農業をやってる人に対して、特に今回の質問は米を作ってる農家に対してっていうことになってるんですけれども、あくまでも全戸の農家に補助をしてほしいというの、それから、これは反当たり幾らみたいな薄く広く補助を求めるもの、これ、今年の6月まで延長になりました肥料価格高騰対策の御案内、これ、昨年も9月議会で1回取り上げて、その後、今年の4月末以降どうなりますか、延長になりますか、なりませんかっていう質問を加えた分ですけれども、これ、国のほうが、広く肥料が高騰しているので肥料の高騰分の差額分について補助をしますよ、そういう国の補助でした。ところが、御存じのとおり、多分これ、手続やってる一般の、特に兼業農家の方、ほとんどされてないと思います。金額が少なかったのはありますけれども、それ以上に手続が面倒くさかった、それから、2年縛りで資料を提出しなければならなかった。国がやってる補助で、これ、考えようによっては広く浅くっていう補助なんですけれども、実際のところ、この補助は兼業農家は請求するなっていう、そういう意味の補助だと私思ってます。これに代わる補助、そういったものが必要じゃないでしょうか。どうでしょうか。
- 〇議長(景山 浩君) 町長、陶山清孝君。
- ○町長(陶山 清孝君) 町長です。先ほどから僕が申し上げますのは、それは、言っておられることは産業政策としてすることなのか、地域を守るといった地域政策としてやろうとしてるのか、ここを明らかにしなければ、行政がお金をばらまくということは原理原則できないと思っています。これまでコロナであったりいろいろな災いがあったときに、これはふだんとは違った状況の中でございますので、そういうことはあったと思います。しかし、通常の今この中で、例えば燃油が上がってるからそれに対しての支援をするだとか、肥料代金が輸入、円が安くなって、非常に高くなってるからそれに対して支援をするだとか、そういう何らかの、産業に対する政策なのか地域に対する政策なのかを明確にし、そして、どこをポイントに置いた政策を組むのかでなけ

れば、一方的にみんなに配ってくれということにはならないだろうと思っています。

- 〇議長(景山 浩君) 2番、加藤学君。
- ○議員(2番 加藤 学君) 加藤です。地域政策なのか産業政策かっていうふうに言われますけれども、農業をやっている方、特にお米を作ってる方に対する補助をしてほしいということであり、それは地域政策でもあり産業政策でもあり、農業をやっている人に対する補助というふうに考えた場合、どちらでもあるんではないんでしょうか。地域経済の話であれば、先ほど途中で終わった草刈りの話もありますけれども、その話は置いといて、もとい、一番最初に資料を頂いて、それで、私のほうが質問したこの2つの事業に関しては、これは生産なのか、それとも生産じゃないところの補助なのかっていうことに対して、生産ではない、維持するための補助であるということでした。これは、私が求めてるのは、お米を生産するための補助が欲しいという、そういうことです。それを、陶山町長、ちょっとお伺いしたいんですけど、地域政策である場合と産業政策である場合と、それに分けた場合、陶山町長、どういうふうに違ってくるっていうふうにお考えなんでしょうか。どうもそのところがかみ合ってないみたいなんですが。
- 〇議長(景山 浩君) 町長、陶山清孝君。
- ○町長(陶山 清孝君) 町長です。私の言い方が悪かったかもしれませんけれども、産業としての農業なのか、それとも地域の、極端な話ですよ、景観だとか自分ところの農地を資産としてこの代々続いた農地を守るんだと、その守るということは、ひいては集落を守り、ひいては南部町を守る、地域政策だと思います。山間部になればなるほど非常に厳しい状況があります。こういうその地域にフォーカスした政策として中山間地があって、平たん地であれば1反当たり8,000円の補助金、そして、山間部であればたしか2万円ちょっとぐらいなものがあったと思います。この米を作ってる人に補助を出せという具合に言われますけれども、それは米作りをなりわいにして、米の収益が例えば毎年であれば300万あるんだけれども、今回の米価の下落によって200万だと、その相差100万は、これでは暮らしていけないと。ここに注目をして、これに対して反当たり何ばぐらいの応援が要るんじゃないかと、これはいわゆる産業政策だと思います。これについて、一つの小さな自治体の中で私は極めて難しいことだろうと思っています。国を挙げて日本の農政というもの、米の米価というものが与える影響というものをきちんと言っていかなければ、この中で1反当たり何ぼ上乗せするんだというような議論にはなかなかかみ合わないという具合に考えます。
- 〇議長(景山 浩君) 2番、加藤学君。
- ○議員(2番 加藤 学君) もう1点。これは鳥取県東部の智頭だったと思うんですけれども、

再生協議会のほうがメインになって、地域内のお米を生産している農家のお米を買ってくれるところにあっせんしてる、これ、全部のお米をそれで販売するっていうか、販売の手助けをする、そういうふうにやってました。そういったことを地域全体を取り上げてやってたので、これに関わる肥料としていろいろな投資をされてます。ところが、現在、米価が下がったためにこれができなくなった。それで、ここの再生機構自体、今大変苦しい状態に陥ってるというふうに聞いてます。これは大規模農家とか法人とかそれとは違いますけれども、やってきた形としては大規模で農業の、特にお米を作ってる方を支援していたそういう組織が、今回米価が下がったためににっちもさっちもいかなくなって今困ってるというところです。私が兼業農家、もしくは商業規模の農家の補助を求めるって言ってるのは、こういった大規模な農家もしくは大規模なところ、現在そこしか補助がほとんどないので、そういったことを大規模の方だけで補助するのではなく、小規模もしくは兼業農家の人の補助が必要ではないか、こういうことを私、言ってるつもりなんですけど、どうですか。

- ○議長(景山 浩君) 町長、陶山清孝君。
- ○町長(陶山 清孝君) 町長です。それをその地域政策として地域を守るための政策としてやるのであれば、これは考えていかなくてはいけない余地があると思います。ただ、それは地域を守るという意味合いですよ、今加藤議員が言っておられるのは。そうですよね。産業として実入りが少ないということではなくて、農業の持つ多面的な効果、影響というものを金銭換算すればもっと価値があるんではないか。それを具体的にしたものが多面的機能であったり中山間地の直接払いだと考えています。ここが不十分であれば、事務的なお手伝いをしながら、地域の中で農業が続き地域の景観が維持される、そういうことにさらに行政は力を入れていかなくちゃいけない、こう思っています。
- ○議長(景山 浩君) 2番、加藤学君。
- ○議員(2番 加藤 学君) 再生協議会がお米をあっせんしてるという、そういうふうな言い方をしたもんだから地域のっていうふうに言われたんだと思いますけれども、こちらがやってるのはあくまでも農業のお米作ってる産業のほうの補助としてやってたことで、私が言ったのはあくまでも産業の補助としてやっている事業っていうことで、例として取り上げたんです。しかも、大規模でやってる事業っていう意味で私は言ったんです。大規模なところが1つ駄目になると大きな破損ができる。でも、小さく広く補助をするのであれば、それ、薄く済むんじゃないですか。これを私、ずっと言ってるつもりなんですけれども、どうでしょうか。
- 〇議長(景山 浩君) 町長、陶山清孝君。

- ○町長(陶山 清孝君) 町長です。そのお考えに対して、私、否定はしないと思います。例えば 庭飼いの鶏を1軒に1羽ずつ飼うことと、1万戸が飼えば1万羽です。しかし、その鶏を養鶏場 のような格好で1万羽やれば、何か病気が入ったりしたときのリスクであったり単価であったり、 そういうことの影響は大きく受けて、維持することが非常に不安定になるなということもあると 思います。もし1羽ずつでも小さな農業、家庭的な農業を、皆さんが地域を守るため、地域農業 として取り組んでいただくということであれば、これは何らかの政策的な地域政策としての補助 として考えていく必要はあるかもしれません、産業としてではなくてですね。それは今ここで思いつきませんけども、多面的機能や中山間の補塡的なもの、それから、それに対する御支援ということも含めて、多様な方向から地域の南部町らしさ、集落のこれまで続いてきた集落らしさというものを維持する上で必要だと考えれば、そういう方向もあるかもしれません。今具体的にどういうものがあるのかは思いつきませんけれども、そういう方向であれば、またそれは考えていかなくてはいけない事項だろうと思います。これを農政としてやるべきなのかどうかは、また議 論の余地は別にあるだろうと思ってます。
- 〇議長(景山 浩君) 2番、加藤学君。
- ○議員(2番 加藤 学君) 分かりました。考えていただくということで、ひとまずこの農業 の問題は終わって、次に行きたいと思います。

保育園の問題です。保育園の問題に関していろいろちょっと聞いておきたいことがありまして、 箇条書みたいな質問で申し訳ないんですが、まず、今回2つの園を統合した場合、町が建物とそれから土地を用意します、それを無償貸与しますっていうことになって、なるけれども、でも、これ民設民営でいいですよっていうふうな説明がずっとなされてますけれども、こういった状態でも民設民営になりますよっていう、それでいいよっていうふうなことになっている理由っていうのは何でしょうか。何か法律とか条例とかそういったものがあるんでしょうか。それとも、一番最初、全員協議会でこの説明受けたときに、どっかに相談したらそれでもいいよって言われたみたいな、何かそういったような説明があったというふうに私受けてるんですけれども、今回、この民設民営でもいいっていう、それの根拠というのは一体何になるんでしょうか。

- 〇議長(景山 浩君) 副町長、土江一史君。
- ○副町長(土江 一史君) 副町長でございます。荊尾議員のときにもお答えしたと思うんですけれども、こちらのほうで考えていたのは、民設民営、民間が建てて民間が運営しないと私立にならないというふうな思い込みを、固定観念がございました。それが、町が建てても、それの運営主体、これが民間であるならば私立ということになりますよというのは、これは国のこども家庭

庁のほうに確認しておりますし、その後のどういった手続が必要かというようなところは担当課 長のほうでも県のほうにも聞きながら進めてることでございます。

- 〇議長(景山 浩君) 2番、加藤学君。
- ○議員(2番 加藤 学君) 国のこども家庭庁のほうからそういうふうな回答を得たというだけで、それに対してどういった理由があるからっていう説明は、国のこども家庭庁のほうからはなかったんでしょうか。
- 〇議長(景山 浩君) 副町長、土江一史君。
- ○副町長(土江 一史君) 補助金というか、給付の対象になりますかということでお聞きして、 それは対象になりますという答えをいただいたということでございます。
- 〇議長(景山 浩君) 2番、加藤学君。
- ○議員(2番 加藤 学君) それ、対象になるっていう回答があったっていうことですか。それとも、私が聞いてるのは、民設民営になるかならないかっていう、そこのところなんですけれども。今、副町長の話だと、こども家庭庁のほうに相談したら、そういった状態でも民設民営になりますよっていうふうに言われたということ、そういうふうなんでしょうか。要するに、こども家庭庁のほうがお墨つきを出したという、そういうことなんでしょうか。
- 〇議長(景山 浩君) 副町長、土江一史君。
- ○副町長(土江 一史君) 副町長でございます。民設民営という言葉がちょっと混乱させてると思いますけれども、当初、公設公営、公設民営、民設民営ということで、民設民営というものだけが私立ということになって、私立が補助の対象になると、運営とかの補助の対象になるというふうな認識でいたというところでございます。それが、町が建てて、それを無償でお貸しして、運営するのが民間であれば、それは私立ということで運営の補助になりますよということをこども家庭庁のほうに確認できたということです。
- ○議長(景山 浩君) 2番、加藤学君。
- ○議員(2番 加藤 学君) 何度も同じ質問繰り返すようで申し訳ないんですけれども、補助 の対象になるっていうのはこども家庭庁から了解を取ったと。民設民営っていう言葉が使えるか どうかというのは、これは、なら取れてないということなんでしょうか。どうなんです。
- 〇議長(景山 浩君) 副町長、土江一史君。
- ○**副町長(土江 一史君)** 副町長でございます。民設民営になりますかというような聞き方はしておりません。
- 〇議長(景山 浩君) 2番、加藤学君。

- ○議員(2番 加藤 学君) であれば、民設民営でいいですよって言ってるのは、南部町の中だけで言ってることなんでしょうか。どうなんでしょう。
- 〇議長(景山 浩君) 副町長、土江一史君。
- ○副町長(土江 一史君) 副町長でございます。民設民営というのは、この前の行財政審議会のところでも、そういった今までの言葉の定義というか使い方がちょっと違ってるということで、公立と私立に考えてそういった整理にし直したところですので、民設民営という言葉にはもう2度目の審議会のほうではこだわらずに、そういったふうに整理をさせていただいて了解をいただいたところです。
- 〇議長(景山 浩君) 2番、加藤学君。
- ○議員(2番 加藤 学君) すっきりしない回答で、何と続けて質問しようか困ってるんですけれども、であれば、今までどおり指定管理でもいいんじゃないんですか。
- 〇議長(景山 浩君) 副町長、土江一史君。
- ○副町長(土江 一史君) 副町長でございます。指定管理というのは公立の保育園ということになりますし、今の建てて設置者が民間になるというのは、これが私立ということですので、指定管理と今の私立というのは違うものです。
- ○議長(景山 浩君) 2番、加藤学君。
- ○議員(2番 加藤 学君) 要するに、民設民営っていう言葉自体、使い方が間違ってるということなんでしょうか。どういうふうに聞けばいいのかよく分からないんですけど。そもそも町が建物と土地を用意して無償貸与しました、でも、町の中では民設民営って言ってるけれども、こども家庭庁に対しては民設民営っていう言葉が使えるかどうかっていうふうに聞いたわけではない、補助の対象になるかならないかを聞いて、対象になりますよというふうに言われたということですよね。民設民営という言葉がそもそも使えるんですか。その後どういうふうに質問を続けていいか、私もちょっと、回答があまりにも曖昧なんで何と続けていいか困ってる。まあ、回答してください、時間なくなりましたので。
- ○議長(景山 浩君) 子育て支援課長、芝田卓巳君。
- ○子育て支援課長(芝田 卓巳君) 子育て支援課長です。加藤議員さん、民設民営という言葉に こだわられてますが、その民設民営という言葉はちょっと一度離していただいて、もう公立と私 立という考え方で、民設の設というのは建設の設だと思っておられるかもしれません。以前も、 うちの町のほうも建設の設と設立の設、それを合わせた民設という考え方でスタートしておりま した。でも、その途中からですけれど、民設の設は設立の設だという具合に整理したわけです。

建設の設と民設の設で、公立と私立という考え方で整理をしたものですので、民設民営という言葉ではなしに、私立、公立という具合に考えていただいたらすっきりくると思います。

- 〇議長(景山 浩君) 2番、加藤学君。
- ○議員(2番 加藤 学君) この質問、最後です。これから先、なら、新園はどういうふうに呼ぶんでしょうか。
- 〇議長(景山 浩君) 町長、陶山清孝君。
- 〇町長(陶山 清孝君) 町長でございます。混乱しますので、行財政運営審議会のほうにお諮り した資料の中にこううたってあります。民間が自ら建設するのではなく、公が建設した保育所を 民間が借り受けて運営する場合は建設に係る補助金の対象にはならないが、運営に係る保育所運 営交付金の対象となる。運営費の補助金が出ると、運営費に対して民間保育園として認めますい うことです。
- 〇議長(景山 浩君) 2番、加藤学君。
- ○議員(2番 加藤 学君) もう時間がないので、ちょっとこれはもうひとまずここで終わります。

まず、土地を購入する場合、今回、資料が出てきておりますけれども、議会でまだ事業が承認 されていないのに土地の所有者に対して承諾書を取って回ってます。これは自治体の活動として 間違いないんでしょうか。全員協議会の中では若干説明をいただきましたけれども、これの説明 をもう一回求めます。

- 〇議長(景山 浩君) 町長、陶山清孝君。
- ○町長(陶山 清孝君) 町長でございます。町の行政の手法の中で全ての場所をこのようにしていませんけれども、ここの場所以外にない、いわゆる他の国庫補助事業であれば、災害復旧事業はそれを求められて災害査定にかけるという具合に認識しています。このような今回の保育園の場所も、例えば中の1か所でも私は出さないと、または抵当権があってとてもそれは取得はできないといった場合には、これは後ほど提案した私の責任として皆さんに大変な御迷惑かけますので、そういう面で事前協議の一部としてこれをしたものという具合に考えております。
- ○議長(景山 浩君) 2番、加藤学君。
- ○議員(2番 加藤 学君) 陶山町長、これ、災害復旧の場合だったら、当然時間もないし、 それから予算も通ってないからそれはできるということだと思うんですけれども、今回の場合は 災害復旧とは全然違う問題だと思うんですけれども、それでも災害復旧が可能だから今回の保育 園の問題に関しても承諾書を取ってもよかったという、そういうことなんでしょうか。

- 〇議長(景山 浩君) 町長、陶山清孝君。
- ○町長(陶山 清孝君) 町長です。なかなかこの経験則として、手戻りということを起こさないための一つの手法を皆さんに御説明するのが非常に難しいところもありますけれども、考え方として、行政職員がこの建設工事であったり用地を買収したりといったことの一番の私はバイブルは、災害復旧事業だと思ってます。 3 分の 2 以上の補助金をもらいながらやることで、適切かつ手戻りをしない、そのためには合理的な事務の配慮といったものが求められます。現場で直接査定官や大蔵省と折衝し、そこで査定額を決める。私は、これが一番事務の中のバイブルに匹敵するものだろうと思ってます。その災害復旧事業でこのようなことが求められていることから推測すれば、手戻りをしない、関係者に御迷惑かけないといった中で事前協議として皆さんに承諾書を頂いた、一部の方ですけども頂いたということは、これは事務として何ら不適法なことではないと、このように認識しております。
- 〇議長(景山 浩君) 2番、加藤学君。
- ○議員(2番 加藤 学君) その点は、私、ちょっとおかしいんじゃないかと思いますけれど も、質問を続けさせていただきます。

まず、今回、ひまわり保育園のほうに老朽化の問題点はないかっていう質問だったんですけれども、それ以外で、つくし、さくら、すみれ、これらのところで老朽化で今問題はないんでしょうか。今回、民生のほうで、つくしと、それからさくらのほうを見て回られて、いろいろ問題点があったというふうに話を聞いてますけれども、現在で、つくし、さくら、すみれ、こちらのほうで問題点はないんでしょうか。

- ○議長(景山 浩君) 子育て支援課長、芝田卓巳君。
- ○子育て支援課長(芝田 卓巳君) 子育て支援課長です。すみれにつきましては、まだ建設年度が新しいということから大きな問題点はないという具合に認識しております。あと、つくし、さくらにつきましては、これまでも老朽化ということで統合という、それも一つの原因しての統合、建て替えを検討したことで説明もさせていただいております。そのように、毎年交渉に当たりましても、各保育園の補修予算というのも計上もさせてもらってるところでございますので、現状としては、やはり補修をしていく、修繕をしていく箇所というのは多々あるという具合に認識しております。
- 〇議長(景山 浩君) 2番、加藤学君。
- ○議員(2番 加藤 学君) つくしとさくらは補修をしていく、すみれには問題はないという 今回答でした。

それと、これは南部町議会のほうとして保護者のお話、保護者と話をしたときに出てきた話です。南部町は本当に移住定住を進めてるんですかと。保護者の話をあんまり聞かないで話を進めてる。それで、中に言われたのが、新しいのは保護者の保育園ではなくて町長の保育園だという、そういうふうに言われた方がいらっしゃいます。それから、本当に南部町では移住定住を進めるために新園を新たに造ろうとしているのか、そういう質問がありました。これに対してどなたか回答していただけませんでしょうか。

- ○議長(景山 浩君) 町長、陶山清孝君。
- ○町長(陶山 清孝君) 町長です。非常に答弁しにくいんですけれども、そのように言われたということは、その方のお考えがあると思います。多分私もその方のお話をお聞きしたではないかと思います。一部にそういう御意見があったということは真摯に受け止めなければなりませんけれども、私どもは子供たちの健やかな成長と教育環境として適切な場所を提供して、親御様たちにも安心して預けるに値するような場所をつくる、そのことは、私、町長のための保育園でも何でもありません。次世代を担ってくれる子供たちのためにいかに投資をしていくのか、これは今この時代を生きる私たちができることです。せずに、今の不安定な災害のおそれのある場所にこのまま残したり補修したりすることが、果たしてそのことが適切なんでしょうか。あした雨が降るかもしれません。あさって降るかもしれない。2メーターの水深が来るといったところに、そのようなことを知りながら備えをしなかった、それは批判を免れないと思います。批判を恐れてするわけではありませんけども、被害があってからでは遅いということを申し上げたいと思います。
- 〇議長(景山 浩君) 2番、加藤学君。
- ○議員(2番 加藤 学君) あと、ひまわり保育園の定数が60人、ひまわり保育園と、それからすみれこども園、これに今定数の余裕はあるんでしょうか、どうでしょうか。
- 〇議長(景山 浩君) 子育て支援課長、芝田卓巳君。
- 〇子育て支援課長(芝田 卓巳君) 子育て支援課長です。9月1日現在でいいますと、すみれこども園で99名、ひまわり保育園で41名の入所をいただいております。
- ○議長(景山 浩君) 2番、加藤学君。
- ○議員(2番 加藤 学君) 定数に余裕があるかどうかっていう話です。それと、今回、新園になってゼロ歳児から1歳児、これらも保育をしたいっていうふうに陶山町長言われました。御存じのとおり、ゼロ歳児、1歳時に関しては保育士の関わる人数が多くなります。その場合、現在の保育士の数では足りなくなるんじゃないでしょうか。課長のほうの説明だと、統合になるの

で人数はこのぐらいであるっていうふうな説明がずっとされてますけれども、ゼロ歳児、1歳児、 これ保育した場合、当然その分だけ保育士の人数が必要になってきます。この場合、保育士増や さなければならなくなるんじゃないでしょうか。どうなんでしょうか。

- 〇議長(景山 浩君) 子育て支援課長、芝田卓巳君。
- ○子育て支援課長(芝田 卓巳君) 子育て支援課長です。ゼロ、1、2になりますと、職員配置の数が、人数によって少ない人数で配置しないといけないということなんですが、2園が1園になりますと、今現在、さくらとつくしで、3歳以上のことも考えますと、定数まで、それぞれのクラスの定数に達してないけれど2つに分かれている関係で保育士が2名いる、それが1つになると定数内に収まって1名になる、そういう場合も考えられますので、具体的なその人数が入る人数、その辺のところが明確にある程度形にならないと一概には言えないというものでございます。
- 〇議長(景山 浩君) 2番、加藤学君。
- ○議員(2番 加藤 学君) 結局、ゼロ歳児から1歳児、2歳児までの人数がはっきりしないと、最終的には保育士何人必要になるか分からないということですよね。現状でそういう状態なのに、今の回答の中では保育士何人という数字が出てますけれども、これ、おかしいんじゃないんですか、言われてることが。
- ○議長(景山 浩君) 子育て支援課長、芝田卓巳君。
- ○子育で支援課長(芝田 卓巳君) 今お示ししてます数字につきましては、これまでも申し上げてますように、想定でございます。120人の定員で、現在、各年齢で何人という子供さんがおられます。それを見まして、その120人定員と、残るすみれこども園とひまわり保育園の定員、これも考えましての配置といいますか、各年齢層の定員、それを考えて一応試算したものでございます。
- 〇議長(景山 浩君) 2番、加藤学君。
- ○議員(2番 加藤 学君) あと、今考えられている統合している新園についてですけれども、これの建設の大きさっていうのはどういうふうに考えられてるんでしょうか。キナルなんぶであれば、日吉津村のヴィレステひえづですか、あれが想定の建物っていうふうに考えて、それでいろいろ予算とか概算っていうような状態で考えられてきてたはずですけれども、今回新しく予定している新園、これの建設の規模、それから建設の様式、これはある程度決まってるんじゃないかと思いますけど、これはどうなってるんでしょうか。
- 〇議長(景山 浩君) 子育て支援課長、芝田卓巳君。

- ○子育て支援課長(芝田 卓巳君) 子育て支援課長です。規模につきましては、同じ120人規模で、120人定員で、すみれこども園が町内にございます。それを現在のところは参考にしまして、あちら側の、大体1,500平米弱程度ですので、その辺から、あと、建物を今回建設するに当たっての起債の条件としまして、つくしとさくらの建物を足した面積より小さい必要がございます。足しますと1,800平米以下ということで、想定としましては1,500から1,800以内での建物ということは可能だという具合の段階です。まだこれから具体的な、すみれこども園にない設備ですとか、現状を使われて不満といいますか不備があるような、そういった部屋なんかも必要になるかもしれません。その辺のところを検討しまして詳細な設計ができればと、生かせればという具合に考えてます。
- 〇議長(景山 浩君) 2番、加藤学君。
- ○議員(2番 加藤 学君) 今の質問は全協で私、質問し損ねた問題で、このとき、全員協議会のほうで全体の金額を示されて、こういう規模の事業であるという説明があったと思うんですけれども、その数字の中で土地の割合というのは、土地が幾らであるかというのは出せるんでしょうか。
- 〇議長(景山 浩君) 子育て支援課長、芝田卓巳君。
- ○子育て支援課長(芝田 卓巳君) 子育て支援課長です。土地が幾らといいますか、土地の造成費でしょうか。土地の造成費につきましては、まだこれからコンサルによりまして設計をしていただくということも必要になりますので、まだはっきりとは分かっておりません。
- ○議長(景山 浩君) 2番、加藤学君。
- ○議員(2番 加藤 学君) こないだ全協で示された金額っていうのは、土地の取得とそれから建物の建設費、それが含まれてたんでしょうか。
- 〇議長(景山 浩君) 副町長、土江一史君。
- ○副町長(土江 一史君) 副町長でございます。先日、全協でお示しした事業の規模というのは 建設に係るもので、建設と、それから設計だったと思います。それで7億3,500万というとこ ろですので、土地に係るものはあの中には入っておりません。それは事業全体ということの御説 明ではなくって、建物を建てた場合の財源の比較ということで、公立というか、話が戻ってしま いますけども、民間が建てた場合と町が建てた場合との比較というような形での資料として出さ せていただきました。
- 〇議長(景山 浩君) 2番、加藤学君。
- ○議員(2番 加藤 学君) あと、土地を取得する場合、どういった形を取られるんでしょう

か。一般会計で処理されるんでしょうか。それとも、特別会計を立てられるんでしょうか。

- 〇議長(景山 浩君) 副町長、土江一史君。
- ○**副町長(土江 一史君)** 副町長でございます。一般会計にするのか特別会計にするのか、そこまで決めているわけではございませんけれども、財政のほうの担当に聞きますと、これまで、すみれのときも特別会計を立てたようなことはないということです。
- 〇議長(景山 浩君) 2番、加藤学君。
- ○議員(2番 加藤 学君) ひとまずほかの議員から頼まれた質問も一通り終わりましたので、あと、最後の食育の分の質問をさせていただきます。食育の中で、今回、今まで真壁議員、それから亀尾議員がずっと質問していた中で、大概出てきた回答が、優先順位が違うっていうふうな回答がずっとあったんですけれども、給食の無償化は優先順位からいったら下のほうなので、今すぐ取りかかるもんではないという、こういった回答がずっとあったんですけれども、今回、給食費の無料化については国が扱うものであって、それで、今回ここで扱うものではないという回答を得ましたけれども、今回、南部町単独ではなくて国に対して働きかけていくっていう、そういう回答でいいんでしょうか。
- ○議長(景山 浩君) 教育長、福田範史君。
- ○教育長(福田 範史君) 教育長でございます。前回の町長答弁のときにそういうお話をさせていただいているというふうに記憶をしてございますし、過去も、優先順位という言葉がどうかは分かりませんが、南部町、壇上でも申し上げましたが、食材に係る部分については保護者負担をお願いをしたいと。しかしながら、この値上がりについては町の負担とするということでやってきておるところでございますので、御理解をいただければというふうに思います。国に対しては、今も壇上でも申し上げましたが、調査をしているということもございますので、全国町村会等々との意見も含めて、ぜひそういうことに進んでいけるようにということで注視をしているというところでございます。以上です。
- 〇議長(景山 浩君) 2番、加藤学君。
- ○議員(2番 加藤 学君) これ、国がどういう回答をしてくるか分かりませんけれども、回答によってはある程度、国のほうが無償化するという方針になれば当然無償化するということだと思うんですけれども、国のほうで無償化を見送るとかそういった回答が出た場合はどうされるんでしょうか。仮定の質問で申し訳ありませんけれども。
- 〇議長(景山 浩君) 町長、陶山清孝君。
- 〇町長(陶山 清孝君) 町長です。今年度の予算査定がもうすぐ始まります。もう既に始まって

るんですけれども、それに当たって、町村会の当時の荒木会長が交渉に当たりました。知事会は 平井知事、それから市長会と合同で、今直面する地方自治の課題の一つとして、ある町では給食 費が無償であったり、ある町では医療費が無償であったり、こういうことをこれからの子ども・ 子育ての中でするのかどうか、それは国家として責任を持った子ども・子育てを考える時期に来 てるのではないかという問いかけを行いました。その方針として、今年その実態を調査し、適切 な部分、非常に困った事態の部分、そういうところを調査しながら国の中で方針を決めるという ようにお聞きしてるところでございます。私からは以上です。

- 〇議長(景山 浩君) 2番、加藤学君。
- ○議員(2番 加藤 学君) 私のほうとしては、今回、優先順位の話が出てくるのかなという ふうに思ってたんですけれども、そっちのほうが出なかったので再質問では取り上げませんが、 有機栽培の野菜の話、今、有機栽培の野菜、南部町の中での話だと思うんですけれども、これに 関しては食材会議のほうのことを考えた上での回答だったと思うんですけれども、野菜だけでは なくてお米も有機栽培のお米っていうのがあります。これもやっぱり最終的に採用する採用しな いという考え方であれば、先ほど回答されたような 2 点の問題があるというふうなことになるん でしょうか、どうでしょうか。
- ○議長(景山 浩君) 加藤議員、もうほとんど終わってますので。 1 0 秒ぐらいかな。 教育次長、岩田典弘君。
- ○教育次長(岩田 典弘君) 教育次長です。米も、学校給食ですけども、安全安心、安定というのがありますので、有機米、米の有機栽培した場合も安定の供給が必要ですので、また有機栽培の野菜と同じようなこととなるかと思います。
- 〇議長(景山 浩君) 2番、加藤学君。
- ○議員(2番 加藤 学君) 保育園の民設民営の問題、最後までちょっと納得ができませんで したが、時間がないということで、一応これで、次回に取っておきたいと思います。以上です。
- ○議長(景山 浩君) 以上で、2番、加藤学君の質問を終わります。 これをもちまして、本日予定しておりました一般質問は終わります。
- ○議長(景山 浩君) 以上をもちまして、本日の日程の全部を終了いたしました。 これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といた

します。

明日12日も定刻より本会議を持ちまして、引き続き一般質問を行う予定でありますので、御 参集をお願いいたします。

午後3時58分散会